

参議院社会労働委員会會議録第十一号

昭和三十五年三月八日(火曜日)午前十一時三十二分開会

委員の異動

本日委員江田三郎君辞任につき、その補欠として安田敏雄君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 加藤 武徳君
理事 高野 一夫君
吉武 恵市君
坂本 昭君
藤田藤太郎君

委員

鹿島 俊雄君
勝保 稔君
紅露 みつ君
谷口弥三郎君
徳永 正利君
山本 杉君
片岡 文重君
村尾 重雄君

國務大臣

労働大臣 松野 頼三君

政府委員

労働政務次官 赤澤 正道君
労働大臣官房長 三治 重信君
労働省労働局長 亀井 光君
労働省労働基準局長 渋谷 直蔵君
労働省職業安定局長 堀 秀夫君

事務局側

常任委員 増本 甲吉君
会専門員

本日の會議に付した案件

○じん肺法案(内閣送付、予備審査)

労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○労働情勢に関する調査(一般労働行政に関する件)

○委員長(加藤武徳君) それではただいまから委員会を開会いたします。

じん肺法案、労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案、身体障害者雇用促進法案、右三案を一括議題といたしまして、各案の細部について政府委員から説明を聴取いたします。まず、じん肺法案について説明をお願いします。

○政府委員(渋谷直蔵君) じん肺法案についての逐条説明を申し上げます。お手元に逐条説明という資料をお配りいたしておりますので、それをご覧いただきたいと思います。

第一条は、本法の目的を規定したものでございます。本法は、じん肺について適正な予防及び健康管理等を講ずることによって、労働者の健康の保持そのほか福祉の増進に寄与することを目的とする旨を明らかにしたものでございます。

第二条は、本法において使用される用語の定義を規定したものでございまして、現行けい肺等特別保護法は、けい肺のみを規制の対象としておりますが、本法はけい肺のほか、石棉肺、タール肺等広くじん肺一般を規制の対

象とすることにしたのであります。

第三条は、じん肺健康診断の実施方法について規定したものでございまして、じん肺健康診断は、現行けい肺健康診断に相当するもので、ほぼ同一内容の診断を行なうこととしております。

次に、第四条は、じん肺の엑스線写真像の区分と、じん肺健康診断の結果に基づくこの法律による労働者の健康管理の区分を定めたものでございまして、この区分は、けい肺審議会医学部の答申を尊重して定めたものでございまして、엑스線写真像については石綿肺を規制することとしたしましたので、新たに異常線状影を主とする像についての区分を定めたこと、健康管理の区分については、現行法においてはいけい肺の症状を区分するという建前をとっておりましたが、今回はもっぱら健康管理という見地から労働者を区分するといふ行き方に改めたことが現行法と異なっている点でございます。

第二章は、本法の中核をなすもので、じん肺の予防と健康管理についての使用者、労働者等のもろもろの義務を定めております。

第五条でございますが、第五条及び第六条は、予防に關して新たに設けた規定でございますが、第五条は、じん肺にかかるとを予防するため、使用者及び労働者に対して粉塵発散の抑制等の措置を講ずるよう努めるべき義務を課したものでございまして、

労働基準法においては、労働者保護の見地から危害防止のための必要な措置の最低基準が定められており、鉱山保安法においては、鉱山の保安上の見地から粉塵の抑制等について必要な事項が規定されております。従って、使用者及び労働者は、粉塵の抑制等について最低基準を定めた両方の規定を順守すべきはもちろんでございますが、さらに、これらの規定を上回る適切な措置を講ずる義務が本条により課せられるわけになるものでございまして、

次の第六条でございますが、第六条は、使用者は粉塵作業に従事する労働者に対して、じん肺の予防及び健康管理について必要な教育を行なう義務を有することを明記したものでございまして、

労働基準法及び鉱山保安法においては、それぞれ雇入れの際等に衛生教育等を行なうことを規定しておりますが、本条においては、右の規定によるほか、じん肺の予防と健康管理を適切に実施するために、作業の実態に應じて必要な教育を行なうことを義務づけたものでございまして、

次の第七條から第九條までの規定は、常時粉塵作業に従事する労働者に対する使用者のじん肺健康診断の実施義務について定めたものでございまして、

使用者は、常時粉塵作業に従事する労働者に対して、その新規就労の際及び三年または一年以内ごとに一回定期的に、また、新たに肺結核にかかったことが明らかになった場合等は、そのつ

どそれぞれじん肺健康診断を行なわなければならないことになっております。このじん肺健康診断の実施は、現行法によるけい肺健康診断の実施と、時期、回数等につきましてはおおむね同様でございます。

次に第十條は、労働基準法に基づく健康診断と、本法に基づくじん肺健康診断との調整を規定したものでございまして、

第十一條は、関係労働者について使用者が行なうじん肺健康診断の受診の義務を定めた規定でございます。

第十二條は、本法が健康管理区分の決定は現行法と同様国が行なう建前をとっておりますので、その決定の基礎とするため、使用者に対し、じん肺健康診断等の実施結果資料の提出を義務づけたものでございまして、

第十三條は、本法においても健康管理区分の決定は、現行法において症状決定は国が統一的に行なうという建前をとっているのを引き継ぎまして、同様に国において行なうことを明らかにしたものでございまして、

第十四條は、国が健康管理区分の決定を行なったときの使用者に対する決定内容の通知と、当該通知を受けた使用者の労働者への通知義務を定めたものでございまして、

第十五條及び第十六條は、使用者の法定の義務として行なうたじん肺健康診断に基づく健康管理区分の決定のほか、随時、労働者及び使用者はじん肺健康診断を行なって、国に対し健康管理区分の決定を申請することができ

る随時申請の制度を定めたものでございます。

第十七条は、適切な健康管理の実施を確保するため、じん肺健康診断に関する記録の作成及び保存の義務を定めた規定でございます。

第十八条から第二十条までは、都道府県労働基準局長が行なった健康管理区分の決定について、労働大臣に不服の申し立てができる不服申し立ての制度について定めたものでございます。申し立て権者、申し立ての手続、裁決の手続等につきましては、現行法と同様でございます。

第二十一条は、健康管理の区分が管理三である労働者の、粉塵作業以外の作業への転換について定めたものでございます。健康管理の区分が管理三である者が、引き続き粉塵作業に従事することにより、さらに健康状態が悪化するのを予防するため、現行法にならい、本法においても、作業転換の制度を設けることとしたものでございます。

次に、第二十二條は、前条の規定に従って作業の転換をした労働者に対する使用者の転換手当の支払い義務について定めたものでございます。本手当は、現行法の転換給付に相当するもので、支給条件、金額については現行法と同様でございます。

第二十三条は、健康管理の区分が管理四の者は、一般に療養が必要である旨を明らかにし、また、当該労働者の注意を喚起するため、使用者が管理四である旨を当該労働者に通知する際、療養を要する健康状態にあることをあわせて通知しなければならないことを定めたものでございます。

第三章は、じん肺審議会の設置、権限等について定めたものでございまして、本審議会は、現行法のけい肺審議会に相当するもので、その権限、組織等は、おおむね現行法と同様でございます。

次に、第四章は、使用者の行なうじん肺の予防及び健康管理に対する技術的援助、そのための粉塵対策指導委員制度の設置、けい肺患者に対する職業紹介、職業訓練の実施、就労施設の設置等、政府の行なうけい肺に關しての労使に対する援助について定めたものでございます。

第三十二条及び第三十三条は、じん肺対策の推進をはかるために今回新設したものでございますが、第三十二条は、じん肺の予防と健康管理の適正化をはかるためには、政府の技術的援助に待つ点が多いことにかんがみまして、政府は、粉じん等の測定等について技術的援助を行なうように努めるべきこと。また、そのために必要な研究施設、指導施設の整備をはかるべきことを定めたものでございます。

第三十三条は、使用者の行なうじん肺の予防に關する措置について必要な技術的援助を行なわせるために、粉じん対策指導委員制度を設けることを定めたものでございます。この粉じん対策指導委員の制度は、本法において新たに設けられるものでございまして、衛生工学に關し、学識経験のある者を充てることになっております。

第三十四条は、健康管理区分が管理三の要転換者で、企業内において転換ができず、やむを得ず離職せざるを得ない者に対する職業紹介及び職業訓練

について、政府の義務を定めたものでございます。

第三十五条は、じん肺患者に対する就労施設及び労働能力の回復施設の設置についての政府の義務を定めたものでございます。現行法においても、就労施設の設置義務を定めておりますが、本法では、これに合わせ、労働能力回復施設の設置義務を新たに定めております。

第三十六条から第三十八条までは、転換手当に対する公課の禁止、転換手当を受ける権利の譲渡等の禁止、時効について定めたものでございます。その内容は、現行法における転換給付についての規定と全く同様でございます。

第三十九条及び第四十条は、じん肺診療医の設置及び権能について定めたものでございます。本法の「じん肺診療医」は、現行法の「けい肺診療医」に相当するもので、設置の趣旨、権限等は、全く現行法と同様でございます。

第四十一条は、本法の施行に關する事務をつかさどる行政機関を定めたものでございます。

第四十二条及び第四十三条は、労働基準監督官の権限を定めたものでございまして、その内容については、現行法におけるのとは同様でございます。

附則に参りまして、附則第二条から第七条までは、けい肺等特別保護法の廃止、本法の制定に伴う経過措置について定めたものでございます。

附則第八条から第十一条までは、本法制定に伴う関係諸法律の改正を行なうことを定めたものでございます。

以上でございます。

○委員長(加藤武徳君) それでは次に、労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案について、細部説明をお願いいたします。

○政府委員(波谷直蔵君) 労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案の内容については、逐条ごとの御説明を申し上げます。

第三条の改正は、今次改正に伴い挿入される条項との形式、用語上の統一をはかる必要があるもので、最近の立法例に従い、実質的には改正を加えないでございまして、形式的な改正でございます。

次に、第十二条の改正は、現行の労働保険法の一時的な改正である障害補償費のうち、障害等級第一級から第三級までの障害補償費を長期給付金に改め、これを第一種障害補償費とし、他の従来通りである障害等級第四級から第十四級までの障害補償費を、第二種障害補償費とし、打ち切り補償費を廃止することを規定したものでございます。

なお、改正された障害補償費の内容は、別表第一に規定しております。別表のところで御説明申し上げます。次に、第十二条の二を新たに設けましたのは、障害等級第一級から第三級までの障害に対する第一種障害補償費が、継続して支給される長期給付金で

あることからして、これを受ける労働者が、その障害の程度に変更を生じ、他の障害等級に該当するに至った場合には、これに応じて、以後支給すべき障害補償費を変更することを規定したものでございます。

第十二条の三は、現行法の打ち切り補償費を廃止し、これにかえて新たに長期傷病者補償を行なうこととするために、その根拠規定を設けたものでございまして、すなわち、長期傷病者補償は、労災保険から療養補償費、または療養の給付を受ける労働者、あるいは本来なら、労災保険から療養補償費の支給または療養の給付を受けるべきところ、給付制限のため、労働基準法の規定により、使用者から療養補償を受ける労働者が、療養開始後三年を経過しても、その傷病がなおらない場合に行なわれることとなるわけでござい

ます。

なお、第二項は、この改正法律案による長期傷病者補償は、現行の打ち切り補償費にかかるとはなりません。また、長期傷病者補償を行なうこととなった場合は、打ち切り補償を行なった場合と同様に、その後は他の一切の補償を行なわないことを規定したものでございます。

次に、第十二条の四は、長期傷病者補償として行なわれる給付の種類及びそれらの各種給付の給付事由を規定したものでございます。

この改正法律案による長期傷病者補償は、現行法の打ち切り補償費にかわるものでありますが、現行の打ち切り補償費は、その給付を行なうことによつて、事後、他の一切の補償、すなわち、療養、休業、障害、遺族の各種補

の存する期間これを行なうこととし、

第十七条から第十九条までに、事業主

れることとなつた場合における労働基

明申し上げます。第三十四条の二は、

১৯১৯ সালে।

第三十五条の二の改正は、特別保険料の額について、第二十八条第三項または第三十条第二項の規定の準用により政府がその算定を行なった場合、もし保険加入者に異議があればその者は一般の保険料における場合と同じく審査の要求をなすことができることを規定したものでございます。

次に、第四十七条の改正、これは四十七条の二、第四十九条の改正は、この改正法律案によって、この法律による保険給付が従来より一そう高度かつ複雑になったことに伴い、その給付の適正を確保するため、他の社会保険に關する法律にはば共通して存在する規定の例になら、保険給付関係労働者に対するエキス線写真等の資料の提出、指定する医師の診断を受けること、命令、診療担当者の報告資料の提示等行政庁の権限の整備をはかったものでございまして。

第三十四条の六は、特別保険料の算定方法、概算による特別保険料の報告及び納付、確定による特別保険料の報告及び納付、追徴金、延滞金の徴収等について一般の保険料に關する現行法の規定を準用することとするにとともに、その場合の必要な読みかえを規定したものでございまして。

次に、別表の第一の御説明を申し上げます。

別表第一は、現行法の別表を改め、障害補償費及び長期傷病者補償中の障害給付を、第一種及び第二種に區別し、さらに該當する障害等級の別にその給付の内容を規定したものでございまして。長期給付である第一種障害補償費または第一種障害給付の年額は、それぞれ、現行法の一時金である障害等

級第一級から第三級までの障害補償費を六年に分割して支給する場合の一年分の額によつたものであります。

一時金である第二種障害補償費または第二種障害給付の額は、現行法の障害等級第四級以下の障害補償費の額の通りでございます。

別表第二は、長期傷病者補償中の傷病給付の給付内容を、第一種、第二種の種別によつて規定したものでございまして。

第一種傷病給付の年額は、労働能力を一〇〇%喪失するとともに、日常生活について常時他人の介護を要する最高度の身体障害者、すなわち障害等級第一級に該當する者に対する現行法の一時金である障害補償費を六年に分割して支給する場合の一年分の額とし、平均賃金の二百四十日分としたことでありまして。

第二種傷病給付は、入院療養を要する者に対して行なわれるものであり、入院療養に要する費用は相當に高額であることにかんがみ、必要な療養または療養の費用は別に給付することとし、この場合の長期給付金の年額は、労働能力を一〇〇%喪失することとなり、日常生活については他人の介護を要しない障害等級第三級に該當する身体障害者に対する現行法の一時金である障害補償費を、六年に分割して支給する場合の一年分の額とし、平均賃金の百八十八日分としたのであります。

別表第三は、長期傷病者補償中の遺族給付の給付内容を規定したものでございまして。遺族給付の額は、現行法の打ち切り補償費において実質的に遺族補償の機能を持つ部分に應ずるものと

したため、死亡時の下がるに従つて、段階的に減額することとしたこととでございます。

なお、右の減額する給付額は、現行法の遺族補償費を六年に分割して支給する場合、その何年分かの支給をした後にその残余額を一時に全部支給する場合の給付額を定めた現行の労災保険法施行規則別表第三、分割保険給付の残余額一時支給表の額によつたものでございまして。

次に、附則の説明を申し上げます。第一条は、この改正法律案の施行期日を昭和三十五年四月一日としたのは、けい肺及び外傷性せき髄障害の療養等に関する臨時措置法が昭和三十五年三月三十一日限りで失効いたしますので、この給付について空白期間を生じさせないために、この法律によつて施行期日を明定した規定でございます。

第二条は、特別保護法に規定されている事項のうち、予防、健康管理についてはじん肺法に、給付についてはこの改正法律案によつて、改正後の労働者災害補償保険法に吸収されることとした規定でございます。

第三条は、この改正法律案の施行前に生じた現行法第十二条第二項に規定する事由に基づく災害補償について、この改正法律案の施行後においても新法の規定を適用せず、従前通り現行法によつて行なうこととしたのでございまして。

た給付については、経過的にこれら法律の廃止または失効後も、なお従前の例によつて処理する旨を規定したものでございまして。

第六条は、特別保護法の廃止及び臨時措置法の失効に伴い、これらの法律の規定によつて徴収すべきであった負担金については、経過的にこれらの法律の廃止または失効後も従前の例によつて処理することとするにとともに、この改正法律案施行後も継続する有期事業の負担金の清算及び負担金の確定清算後の還付すべき剰余額の充當等について規定したものでございまして。

次、第七條は、この改正法律案の施行前、すなわち特別保護法または臨時措置法の廃止または失効前に、特別保護法による療養の期間が経過した者で、この改正法律案の施行前に臨時措置法第一条第一項の都道府県労働基準局長の認定を受けた者が、当該認定を受けなかった者に対する当該認定し立てについて、この改正法律案の施行後も、経過的になお従前の例によつて処理することを規定したものでございまして。

第五条は、この改正法律案の施行の前日において、特別保護法または臨時措置法の規定による給付を受けるべきであつた者について、都道府県労働基準局長が、この改正法律案の施行の日以降、引き続き療養を必要とするとして認定した場合に、すべてこの規定によつてこの改正法律案の施行の日から長期傷病者補償を受けることができることとしたものであります。

ただ、右によつて長期傷病者補償を受けることとなる者は、すでに現行法の規定による打ち切り補償費千二百日

分を受給しており、さらに特別保護法または臨時措置法の規定による給付を受けていたのであつて、この改正法律案の施行後に新たに三年の療養補償費支給期間を経過してから長期傷病者補償を受けることとなる者よりも、少なくとも打ち切り補償費分だけは余分な給付を受けているのであるから、後者との均衡上、すでに受けた打ち切り補償費中に含まれていると見られる遺族給付及び葬祭給付は行なわず、また、その者に支給すべき傷病給付または第一種障害給付の年額は、それぞれ別表第一または第二に規定する額から平均賃金の七十九日分を減する額とした規定でございます。

次に、附則第十五条を御説明申し上げます。これは第一種障害補償費等の額に關する暫定措置という規定でございますが、第十五条は、新法の規定による第一種障害補償費、傷病給付または第一種障害給付を受ける者が、同時に、厚生年金保険法の障害年金または国家公務員共済組合法の公務員による廃疾年金を受けることができる場合には、当分の間、長期給付金の額は、右の障害年金または廃疾年金のうち、国及び使用者の費用負担割合に相當する額（厚生年金保険法等の障害年金の額の五七・五%または国家公務員共済組合法の公務員による廃疾年金の額の七〇%）だけ減じた額とすることを規定したものでございまして。この改正法律案によつて労働者が業務上負傷または疾病にかかり、療養開始後三年を経過してもなおならない場合、あるいはなおつたときに障害等級第一級から第三級までに該當する障害が残つた場合に、労災保険から行なわれる災害補償

は、厚生年金保険法等の障害年金と全く同様の長期給付となつたわけでございます。従ひまして、同一の業務上の傷病に基づいて厚生年金保険法等の障害年金の支給を受ける場合におきましては、その障害年金の額のうち使用者と国の費用負担に相当する部分は、労災保険の長期給付金と同一の事由につき同じ費用負担者から同じような給付がなされることとなりますので、その場合の労災保険の長期給付金の額は、右の部分に相当する額を差し引くこととしたわけでございます。

次に、第十六条は、一般の賃金水準に一定限度以上の変動が生じた場合に、長期給付金の額を改訂して支給することとしたいわゆるスライド制を規定した条項でございます。

最後に、附則第十七条を設けましたのは、この改正法律案の規定については、他の社会保障制度と関連する問題もあり、将来社会保障に関する制度全般の調整がなされる機会において検討を加えなければならぬのでございまして、そのような見地から、特に国庫負担の規定、厚生年金保険法による障害年金等と新法による給付との調整の規定及び賃金情勢の変動に伴う長期給付金の額の改訂の規定については、そのような機会に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずべきことを規定したものでございます。

○委員長(加藤武徳君) 次に、身体障害者雇用促進法案の細目説明をお願いいたします。

○政府委員(堀秀夫君) 身体障害者雇用促進法案の細目を御説明申し上げます。お手元にお配り申し上げております身体障害者雇用促進法案関係資料

中、身体障害者雇用促進法案逐条説明、これによりましてその細目を御説明申し上げます。

身体障害者雇用促進法案は六章、それから条文は二十四条に分かれております。

まず、第一章は総則でございます。この法律の目的と、この法律中に使用される用語の定義を規定したものでございます。まず第一条でございますが、これは本法の目的を定めたものでありまして、本法が身体障害者について、その能力に適當な職業に雇用されることを促進することによつて、身体障害者の職業の安定をはかることを目的とすることを明らかにしております。

次は、第二条であります。本法において用いられる用語である「身体障害者」「特定職種」「重度障害者」「職員」「労働者」という用語について定義を定めたものであります。特にこの中で問題になりますのは、身体障害者の範囲でございますが、これはこの第一項にありますが、別表に規定してございまして、別表はお手元の資料の附則の次についてあります別表でございまして、別表の、身体上の欠陥の範囲は本法の対象となる身体障害者の範囲を定めたものであります。まず四号に分けてまして、その対象を具体的に規定しておりますが、第一号は、視覚障害で永続するもの四種類をあげております。第二号は、聴覚または平衡機能の障害で永続するもの四種類をあげております。第三号は、音声機能、言語機能またはそれと機能の著しい障害で永続するものを規定いたしております。第四号は、肢体不自由五種類を規定して

ります。以上の規定によりまして身体障害者福祉法別表に掲げるものと、恩給法の別表第三款以上の外部的障害に該当する者は、原則として包括されることとなります。その他就職に著しい困難があると認められる身体上の欠陥につきまして、ただいま申し上げましたものと同程度に作業能力を妨げるものであることが明らかなるものにつきましては、第五号におきまして労働省令で定めて、本法の対象となし得ることを規定しております。

次に、本文に戻りますが、第二章関係について説明申し上げます。第二章は、公共職業安定所が職業安定法等に定めるほか、身体障害者の雇用を促進するために行なうサービス活動を規定したものでございます。

まず第三条は、公共職業安定所が行なう職業紹介についての規定であります。すなわち第一項は、公共職業安定所は、身体障害者であるという理由だけで身体障害者を求人対象としないよう申し込みにつきましては受理しないことが旨を規定したものであります。第二項は、身体障害者の能力に適合する職業についての求人であるにもかかわらず、身体的条件がきびしいために身体障害者を紹介することができないというような場合のごとく、身体障害者にその能力に適合する職業を紹介するため必要があるときは、公共職業安定所は求人者に対して、身体的条件その他の求人の条件の緩和等について指導する旨を規定したものであります。第三項は、公共職業安定所は、身体障害者について職業紹介を行なう場合において、求人者からその身体障害者の職業能力に関する資料を求められたときは、資料を提供すべき旨を規定したものであります。

第四号は、就職後の指導であります。身体障害者は、通常その障害のため職場環境に心理的にまた身体的に適応することが困難でありますので、公共職業安定所は、その紹介を受けて就職した身体障害者に対して、就職した後も、作業の環境に適応させるために必要な指導を行なうことができる旨を規定しております。

第五号は、身体障害者の雇用主に関する助言であります。身体障害者の雇用につきましては、その労働能力を十分に活用させるようにするため種々の配慮を必要としますので、公共職業安定所は、現に身体障害者を雇用している者またはこれから身体障害者を雇用しようとする者に対して、能力の検査、配置、作業設備、作業補助具等身体障害者の雇用に関する技術的な事項について助言することが旨を規定したものであります。

次に、第三章は、身体障害者に対する適応訓練について定めたものであります。まず第六条第一項は、都道府県が求職者である身体障害者の就職を容易にするため必要があると認めるときは、身体障害者の能力に適した作業の環境に適応させるために適応訓練を行なう旨を規定いたしました。第二項は、適応訓練は、身体障害者の能力に適した作業であつて、その作業が標準的な環境のもとに行なわれてる事業所の事業主に委託して実施する旨を規定したものであります。ここに、標準的な作業環境を有する事業主に委託するとい

たしましたのは、適応訓練の成果を、委託を受けた事業所のみならず、他の同種の事業所においても生かすことができるよう考慮したものであります。

第七号は、公共職業安定所は、求職者である身体障害者に対して、適応訓練を受けることについてあつせんを行なう旨の規定であります。

第八号第一項は、身体障害者に対して行なう適応訓練は、無料である旨を規定いたしました。第二項は、都道府県は、適応訓練を受ける身体障害者に対して、手当を支給することができる旨を規定したものであります。

第九号は、経費の補助に関する規定であります。都道府県が事業主に委託して適応訓練を行なう場合には、国はその都道府県に対し、予算の範囲内で、その委託に要する経費の一部を補助することができる旨を規定したものであります。

第十号は、訓練期間、訓練内容等適応訓練の基準に関し必要な事項は、労働省令で定める旨を規定したものであります。

以上申し上げました適応訓練の実施によりまして身体障害者の雇用の促進と訓練の実施後の職場への定着の効果を規定したものであります。詳細は省令で規定する予定になっておりますが、訓練の期間は大体六カ月、委託に要する費用の二分の一を国が補助し、残り二分の一を都道府県が負担する予定といたしております。

第四章は、身体障害者の雇用促進のための雇比率の設定を中心とする規定であります。

第十一条は、国等に関する規定であります。第十一条は身体障害者の雇用を促進するためには、まず、国等が

率先して身体障害者を職員として採用する体制を確立することとした。国及び地方公共団体のそれぞれの任命権者、日本専売公社、日本国有鉄道及び日本電信電話公社の総裁は、それぞれの機関の職員総数に対して、身体障害者である職員の数の占める割合が、政令で定める身体障害者雇用率未満である場合には、職員の採用にあつては、身体障害者雇用率以上となるようにするため、政令で定めるところにより、身体障害者を採用する計画を作成しなければならない旨を規定したものであります。

第十二条第一項は、国等の任命権者及び総裁は、前条の規定によつて作成した身体障害者採用計画及びその実施状況を労働大臣へ、または市町村の任命権者へ、または都道府県知事へ、それぞれ政令で定めるところに従つて通報しなければならない旨を規定したものであります。

また、第二項は、労働大臣は、前条の規定によつて作成された身体障害者採用計画を十分に実施していない任命権者及び総裁に対して、計画を適正に実施するように勧告することができる旨を規定したものであります。

第十三条、第十四条は、民間の雇用比率の設定に関する規定であります。第十三条は、民間の一般雇用主が労働者を雇い入れるにあつては、身体障害者雇用義務について定めたものであります。すなわち、第十一条に規定する国等の機関を除く常時労働者を使用する事業所の雇用主は、労働者を雇い入れるにあつて、その事業所に常時使用する労働者の総数に対して、常時使用する身体障害者である労働者の数

の占める割合が、それぞれの事業の種類に応じて労働省令で定める身体障害者雇用率以上となるように身体障害者を雇い入れるよう努力しなければならない旨を規定したものであります。

第十四条第一項は、公共職業安定所長は、身体障害者の雇用を促進するためには、必要があるとき認める場合には、労働省令で定める身体障害者雇用率未満であり、常時百人以上の労働者を使用する国等を除く一般の事業所であつて身体障害者である労働者の数を増加するに著しい困難を伴わないと認められる雇用主に対して、身体障害者雇用率以上となるようにするため身体障害者の雇い入れに関する計画の作成を命ずることができ旨を規定したものであります。

第二項は、国等を除く一般雇用主が前項の身体障害者の雇い入れに関する計画を作成し、または変更したときは、遅滞なくこれを公共職業安定所長に提出しなければならない旨を規定したものであります。

第三項は、身体障害者の雇い入れに関する計画が計画を作成した事業所の状況から見て著しく不相当であると認めるときには、公共職業安定所長は、その雇用主に対してその計画を変更するように勧告することができる旨を規定したものであります。

次に、第十五条は重度障害者に関する規定であります。身体障害者の中でも、その障害が重い者の就職は特に困難でありますので、重度障害者に適する職種を指定して、一般の身体障害者雇用率よりも高い比率を定めて、その雇用を促進するための措置を規定したものであります。

第一項と第二項は、国、地方公共団体、公社等に関する規定であります。また、第三項、第四項は民間事業所に関する規定であります。いずれも前に述べました雇用比率に関する規定に準ずることとしております。この対象としたものは、これも政令もしくは省令で規定する予定にしておりますが、さしあたり、盲人それから道盲といふものはあつて、マッサージ職といふものを指定したらどうかという考えであります。

次に第五章であります。第五章は、身体障害者の雇用の促進に関する重要事項について調査審議するため、労働省に身体障害者雇用審議会を置くことを規定したものであります。

十七条は、審議会の権限を定めたものであります。審議会は労働大臣の諮問に応じて身体障害者雇用率と、身体障害者の雇用の促進に関する重要事項について調査審議するとともに、これらに必要と認める事項について関係行政機関に意見を述べることができ旨を規定したものであります。

第十八条、第十九条、第二十条、第二十一条は、審議会の組織、委員及び専門委員、会長、庶務についての規定であります。

身体障害者雇用審議会は、その特殊性にかんがみ、委員の構成を労働者、雇用主、学識経験者のほかに身体障害者を代表する者を加へ四者構成としたし、その他につきましても、各種の審議会における立法例にならつた規定を設けております。

第二十二條は、審議会の運営に関する事項の労働省令への委任について定めたものであります。

第六章は雑則であります。第二十三條第一項は、身体障害者の雇用の促進について、事業主その他の国民一般の理解を高めるため、政府は広報活動等について必要な措置を講ずる旨を規定したものであります。

第二項は、労働大臣は、身体障害者に適当な職業、作業設備及び作業補助具その他身体障害者の職業安定に関し必要な事項について、調査、研究し、かつ、それらに関する資料の整備に努めることを規定したものであります。

第二十四條は、身体障害者に対する援護の機関である福祉事務所、身体障害者更生相談所その他の援護機関と公共職業安定所とは身体障害者の雇用の促進をはかるため、相互に密接に連絡し、協力しなければならない旨を規定したものであります。

次に附則であります。附則の第一項は、本法の施行期日を昭和三十五年四月一日とする旨を規定しております。

附則の第二項は、この法律の施行に伴い、労働省設置法の一部を改正することを定めたものであります。すなわち、労働省の権限として、身体障害者の雇い入れに関する計画の作成を命ずることを規定するとともに、身体障害者の採用または雇い入れに関する計画に関することその他本法の施行に関する事務を職業安定局の所管としたこと、本省の付属機関として身体障害者雇用審議会を置くこと及び公共職業安定所の所掌事務及び権限として本法に定めた事項を追加する旨を定めたものであります。

○委員長(加藤武徳君) ちよつと速記を落として下さい。
〔速記中止〕
○委員長(加藤武徳君) 速記を起こして下さい。
三案に対する質疑は、次回以後にしたいと思いますが、御異議ございませんか。
○委員長(加藤武徳君) 御異議ないものと認めます。
○委員長(加藤武徳君) この際、委員の異動を報告いたします。
三月八日付をもつて江田三郎君が辞任し、その補欠として安田敏雄君が選任されました。右御報告をいたします。
暫時休憩いたします。
午前十一時三十七分休憩
午後二時二十九分開会
○委員長(加藤武徳君) それでは午前中に引き続いて会議を開きます。
労働情勢に関する調査の一環として、一般労働行政に関する件を議題といたします。
御質疑の向きは御発言を逐次お願いいたします。
○藤田藤太郎君 私は、きょうは今年度の労働雇用の見通しについて、大臣、経企長官を初めとして質疑を行ないたいと思つておりますが、きょうはそれに入るまで局長からいろいろ具体的なお話をお伺いしたいと思つて、まず第一点にお聞きしたいのは、三十五年度の経済見通しと経済運営の基本的態度という経済企画庁から出して

おります。この資料というのは、労働省は作成にあつた程度の程度参画しておられたのか、大臣でなければならぬ。これは聞きませんが、当局としてはこの作成にどういふ工合に参加されたかお聞きしたいと思います。

○政府委員(堀秀夫君) 昭和三十五年度の経済見通しと経済運営の基本的態度、これは閣議で決定されたものでございまして、閣議で決定される前に経済企画庁から労働省に連絡がありまして、労働省として、経済企画庁と相談いたしまして、経済企画庁は労働省を含む関係各省と連絡の上、この案を作成いたしました。閣議に提出の上、決定されたものでございます。

○藤田藤太郎君 そすると、この企画に参加されていたのでございまして、きょう資料をここにもらいました。が、本年度の雇用というのはいくら工合に具体的になるか、たとえば雇用労働者は二千二百六万といふことが出ておりますけれども、一般の農業労働者がどうなるか、自営業者がどういふ工合になる、失業者がどうなるかといふ、こういうことも、参加されておりました。と思ひますので、その辺の本年の雇用の関係について一つお聞かせを願ひたい。

○政府委員(堀秀夫君) まず第一に、昭和三十三年と昭和三十四年度の四月から十一月、これを対照して見ますと、その結果は全産業の就業者は前年同期に比べて七十七万の増加を示しておるわけでございます。これを農林、非農林に分けますと、農林就業者が十八万の増加であるのに対し、非農林就業者は五十八万の増加を示しておるわけでございます。就業上の地位別で

ございまして、経済の好況を反映いたしまして、雇用者が農林業では十三万、非農林業では七十万と増加しておるのに対して、家族就業者はそれぞれ五万、十四万の減少を示しております。自営業者は農林業では九万の増、非農林業では一万の減少を示しております。この面から見ると、就業構造の近代化が進んでおるといふことが言えると思ひますのでございまして、

そこで、昭和三十四年度全体としてはどのような見通しになるかという問題でございます。これからあと申し上げますのは一応の見通しでございます。また、いろいろな労働力調査その他の調査のその調査方法等による技術的に問題もございまして、この通じの推移を見なければならぬ問題でございます。一応今までの調査等を参考にした見通しを企画庁で立てたわけでありまして、それについて申し上げますと、雇用者は昭和三十四年度は昭和三十三年に比べて百四十万の増加といふ見通しを立てております。そのうち農林、非農林に分けますと、非農林が九十八万、農林が六万といふ見通しに一応なっております。

それから次に、業種、家族就業者について申し上げます。昭和三十四年度は昭和三十三年に比べて、十二万の減少、こういう見通しになっております。農林が六万の減、非農林が六万減、それから就業者でございますが、結局ただいまの雇用者それから業主、家族就業者の増減を反映いたしまして昭和三十四年度は九十二万の増加といふことに相なっております。これは非農林業で九

十二万の増、農林は横ばい、こういう関係でございます。そこで完全失業者について申し上げます。昭和三十三年は三十三年度に比べて、二万減の五十七万、この見通しを立てておる次第でございます。

○藤田藤太郎君 そすると、昨年度から、三十三年から三十四年度に對してのこれは実績見通しですか、三十四年度百四十万ふえるといふことは、実績見通し——大体あまり違わないといふ推定ですね。

○政府委員(堀秀夫君) 従来の労働力調査等の資料、それから毎月労働統計によるところの雇用指数等を参考にした見通しの推定でございます。

○藤田藤太郎君 そすると、三十五年度の雇用見通しはどうか、三十五年度につきますと、雇用者は九十四万の増といふ推定をいたしております。農林で五万増、非農林で八十九万の増といふことでございます。

○藤田藤太郎君 失業者はどうなっておりますか。

○政府委員(堀秀夫君) 完全失業者は三十五年度は五十五万、従ひまして、三十四年度に比べて二万の減といふ見込を立てております。

○藤田藤太郎君 先日もいましてこの新規学校卒業生就職希望者見込といふ数字を見ますと、百六十二万二千といふ数字が出るわけですが、これは学卒者——今の九十四万雇用が伸びるというわけですが、これは学卒者ばかりをあてておられるとは思ひな

いわけですが、ここらの就労関係、今の失業者が就労するところの数字との比率、現状といふのはどういふ工合になっておりますか。

○政府委員(堀秀夫君) 新規学卒者につきますと、三十五年三月卒業生中、就職を希望するといふのは、百六十二千人といふ見込みでございます。この就職希望に對しますところの求人、この状況は現在のところ、非常に好調でございまして、従ひまして、この就職新規学卒者中の就職希望者はそのほとんど全部に近いものは就職するであらう。このようない見通しを立てております。ただ、地域的な問題、あるいは産業的な問題、あるいはその求人側の希望する職種等もございまして、その間食い違ひが、求職と求人の間の食い違ひも予想されますが、大体この百六十二千人のうちの大半、相当部分は就職するであらう、このように考えております。従ひまして、雇用はこの学卒の就職希望者を産業界が受け入れることによりまして、この方は増加するといふ考えでございます。また、それと反対に雇用者から脱退する者が、これは毎年出て参ります。そういう関係を

見込みますと、新長期計画では交代補充の面は男が一%、女が五・五%、大体このようない見通しを立てて、その上に立ちまして、まあだいまのように入新規学校卒業生のうち、就職して労働戦線に入ってくるというの、これと反対に雇用から脱退するといふようなもの、総合いたしまして、先ほど申し上げましたような見通しが立つておるわけでございます。

○藤田藤太郎君 この卒業見込み者と就職希望者との数字はどういふ調査をされて、こういう数字が出たかといふことが一つです。

それから今のお話のように、先ほど、三十五年度は九十四万雇用が伸びると言われたが、百六十六万の学校卒業生はほとんど求人から言つて就職する、こういうことになる、百六十六万足九十四万といふ二百万の雇用の期待が今年度はできる、こういうことですか。

○政府委員(堀秀夫君) 就職希望者の推定でございますが、これは卒業見込み者、これは文部省の調査でございまして、現在の在学学生に卒業生を乗じて算出してあります。そして就職希望者は昨年度の卒業生の帰還見込み調査を行なひまして、その雇用労働希望率を乗じまして推定したものでございまして、それで、学卒者のうちの就職希望者につきますと、先ほど御説明いたしましたように求人数といふものが非常に多い好調の状況でございまして、このほとんど全部が雇用労働者として就職するであらう、こういう見通しでございます。

○藤田藤太郎君 私の聞いてゐるのは九十四万、今年三十五年度の経済見通しでふえるといふことです。九十四万農林、非農林でふえる。それで百六十六万の学卒は就職をする。そうすると二百万になる、プラスすると。それで失業者が五十五万だといふのだから、そういうところはいろいろ工合に行つたらいふのか、それを聞いてゐるのです。

○政府委員(堀秀夫君) その点につきましては、この新規卒業生が就職を希望いたします。それで産業界がこれを受け入れるということになりますと、

雇用者として伸びるわけでございませう。そういうようなものも反映いたしまして、それに雇用者から脱退するものを差し引きまして、結局九十四万伸びるであろうというところでございまして、ただいまの百十六万に新たに九十四万が追加されるということではあります。百十六万の新規学校卒業生が出てくる。百十六万というのは、正確に申せばやや違いまして、そのうちの求人側との食い違い等による若干の誤差は出て参りますが、百十六万中の大部分が、これは雇用者として産業界に入ってくる、その分の増加、それからそのほかに従来の傾向としても見られました。あるいは就業者から雇用者に転換する者もございまして、また、逆に申せば、雇用者から家族就業者あるいは自営業種等への転向する者もございまして、それから全然脱落するということも出て参りました。これらのプラスの面とマイナスの面を差し引きまして、雇用者は九十四万の増加になる、こういう推定でございまして。

○高野一夫君 関連して、この就職とか就業というのはどういう意味ですか。学校を出た者が何らかの仕事について、それで自営でもあるいは雇われでも月給をもらう、あるいは経営していき、それが就業でしょうかね。私は実はそう思ふので、たとえばそれそれ特に科学振興と関連して私は考えたので、これは労働省それから今後通産省というのが連繫して雇用対策を立ててもらいたい。ということ、せっかく専門の学問をおさめても、自分の専門の如く仕事ができないで、やむを得ず専門の学問を殺す別な会社へ勤める、これも就職率の中に入るのです

よ、それは私はおかしいと思ふ。たとえばせっかく長い何年かかかって染料化学をやる、ところが染料会社に入れない、しよがない、今度は製紙会社に入ってしまう、こういう例はざらにある。そうすると、政府の統計というものは、これは全部就業率、就職率に入つて、もういわゆる一〇〇％片がついたということになる。特に私は科学振興の建前からいって、自分の専門の学問技能を生かす就業でなければほんとうの私は就業にはならない、こう思っているのだけれども、この点についてはたとえば労働省側の考え方と、それでそういう点について文部省側、通産省関係と何らかやはり打ち合わせ、相談をされることがあるかどうかを一つ伺つておきたい。

○政府委員(堀秀夫君) この点につきましては、ただいま先生御指摘の通り、形式的な雇用統計によりまして、自分の専門の学校で専攻した知識を生かせるところに付いた者でなしに、それ以外の職種についていた者も就職ということと統計に出て参ります。この点につきましては、最近求人が非常に好調であるということとを申し上げましたけれども、やはりその内容をいろいろ分析してみますと、やはり技術系に対するところの求人は非常に多いわけでございまして。事務系はそれほどでもないというふうなことでございまして。そうしてまた、同じ技術系の中に付きましても、いろいろな食い違いが出て参るというところでございまして。そこで今後の問題といたしましては、これはただいま御指摘のように、文部省、通産省、労働省、この三者がよく相談をしまして、今御指摘のよう

に、それぞれの道に就いて就職するという状態が望ましいわけでございまして、その方向に何とか向けていこうじゃないかということで、三省相寄りまして計画を立てております。結局この問題は学生のただいまの学校のいろいろな授業のあり方、それから専攻科目のあり方、そういうものにも関連する問題でもございまして。この点は文部省にも、労働省といたしましてはただいまの産業界の需要するものが何であるかということとをそのつど連絡いたしまして、参考にしてもらつております。また、労働省といたしましては、そのほかに学校を卒業いたしまして就職することはいいわけでございまして、現在の産業界の需要しているところの技術関係の職種を充足し得ないという面がございまして、これは労働省といたしまして、現在の職業訓練、この計画を総合的に立てまして、職業訓練の計画の網を、学卒者であつても今後通していくということが必要ではないかと思ひます。現在の状況では、大體離職者であるとかあるいは中年層であるとか、そういうものが職業訓練所を受ける場合も相当あるわけでありまして。それはそれで離職対策としての意味はあるわけでございまして、やつぱり学校卒業生につきましても今後はそのような観点で考えていきたいというところで、職業訓練の計画を年次を迫りまして総合的に立てまして、これによつてただいまの産業界の需要、それから現在また新規に出てくる労働力との調整を円滑にはかつていきたいというふうに考えております。

○高野一夫君 これは委員長、あとで大臣が見えたら……。

○藤田藤太郎君 私も重要な関係は大目見えたと思つて控えておるのです。臣、ただ、さつきお話にありました交代補充は男一〇、女五・五〇というのには、大體兩者、数にしたらどのくらいになりますか。

○政府委員(堀秀夫君) 交代補充は二百九十一万人という見込みを立てております。

○藤田藤太郎君 そこで今の理解の仕方は……。

○政府委員(堀秀夫君) 失礼いたしました。二百九十一万、新長期計画でこのような推定をいたしております。ただいま私の申しましたのは六年間でございまして、一年平均にいたしますと、これを六で割るといふことに相なります。

○藤田藤太郎君 そこで今の理解の仕方は、先ほどの説明では、新規学卒者はほとんど就職すると言ひながら、九十四万であると言ひながらあつて尋ね方をしたわけですか。そうすると、今の交代者——定年その他で交代をしていく方々は九十四万、そのウエイトは学卒者に置かれるから、大體学卒者のほとんど、九〇％近くの者は就職できるといふ、こういうことですね。そこで今度は、その労働者が今就職されている中に、現状の中で非常に低賃金で困っている人が多くわけございまして。だから労働省というのは、失業者といふのはどの範囲のものを失業者と考へられているかということなんです。今の労働力調査からいくと、一時間でも働いたら失業者の中に入つていないわけですが、失業者といふのはど

○政府委員(堀秀夫君) 交代補充は二百九十一万人という見込みを立てております。

○藤田藤太郎君 そこで今の理解の仕方は……。

○政府委員(堀秀夫君) 失礼いたしました。二百九十一万、新長期計画でこのような推定をいたしております。ただいま私の申しましたのは六年間でございまして、一年平均にいたしますと、これを六で割るといふことに相なります。

ういう工合に見ておられますか、これをまず先に伺ひたい。

○政府委員(堀秀夫君) この点につきましては、御承知のように、わが国における産業構造それから労働力の構造の特殊、複雑な性格からいたしまして、いろいろな数字が出てくるわけでございます。そこでまず第一に、完全失業者といふ問題につきましては、先ほど御指摘になりましたように、労働力調査の定義がございまして、完全失業者といふものが完全失業者になるわけでございまして。従ひまして、これだけで、失業者を五十何万といふ数字を見込めば十分かと申しますと、これは決して十分ではないわけでございます。そこで問題は、いわゆる不完全失業者もしくは潜在失業者、このような者が大體どのくらいになるであろうかということが問題になるわけでございます。

そこでまず第一に、いろいろの取り方がございまして、一つは、総理府統計局の労働力調査の臨時調査によりまして、就業をしていても収入の不足等から転職または追加収入を希望する者、それから非就業者中の就業希望者のうち、就業の緊要度が特に高いと見られる者といふものを合計いたしますと、昭和三十四年三月で大體二百四十万人と、こういう数字が出ております。これらの者が今後の労働対策上やはり考慮しなければならぬものではないか、このように思つておるわけでございます。それからまたそのほか、たとえば雇用審議会等におきまして、一定の所得未満であればこれは本人の転業もしくは追加収入を希望するというような意思を全然考慮しないで、一

○藤田藤太郎君　そうしますと、そのところの項でございますが、きょうもりました常用雇用指数と臨時日雇雇用指数という数字が出ているわけでございますが、こゝでふえておりますのは小売業、第三次産業のサービス業が中心であつて、鉱業とか建設業とか基幹産業の労働者がふえていつていた

○政府委員(堀秀夫君) 最近の毎月勤労統計によります雇用指数の伸び方を考えてみますと、たゞいま御指摘のように、金融保険、卸小売というような面についてはやはり相当な増加になつております。三十四年四十一ヶ月を平均いたしましたして、三十三年の同期と比べますと、金融保険では一・三％の伸び、卸、小売では八・八％の伸び、このようになってゐるわけでありまして、しかし、それと並びまして基幹産業的なもの、第二次産業的な産業におけるところの雇用もやはり伸びてゐるわけでありまして、こゝに

にありますように製造業については九・三％増、建設業については一〇・八％増、このようなことに相なっているわけでございます。半面、鉱山業は石炭の不況を反映いたしまして、九・六・五％でございますから、大体三・五％の減少ということになりまして、全体の数字と逆行するような数字を三

よりまして、雇用が減退する要素は確かに出て参ると思います。ただ、今までの推移を見てみますと、たとえげ電気機械器具であるとか、自動車というような成長産業では技術革新が導入されたにもかかわらず、生産は飛躍的に増加したため雇用の著しい増加を示しておるわけでございます。それから鉄鋼、化学というような基礎産業部門では、やはり技術革新が大規模に導入されましたが、生産も著しく増大しておるため、雇用は増加しておるといっておるわけでございます。これに反して、一部の停滞的な産業におきましては、技術革新の導入とともに生産が著しい増大を見なかったため、雇用の減少を目標とするような部面があるわけでござい

ます。特に不況産業、炭鉱関係におきましては、御承知のように、離職者が増えておる、こういう状況で、非常に困窮しております。なお、第三次産業その他の他の不況産業につきましては、大局的に申しまして、生産が増加し、経済の規模が拡大するということによりまして、やはり全体として雇用は関連して伸びて参る、このような考え方でございまして、従いまして、この技術革新、オー

○藤田藤太郎君　そこで、私ちよつと臨時工の方を見ておつたんですが、常雇工の方も相当な数字が各産業、ふえておりますが、これは減つておるところがないわけですから、これでいきますと、常用雇用の指数からいくと相当な数が、この毎勤の四月から十一月といるのだから、一番いいところだけをとつたところですね。あとの十二月から三月という間が出ていないでよくわからりませんけれども、しかし、これでいくと、常雇工の方を見ると、相当なふえ方をしている。これだけの就労といふのは百万やそこらじゃないと私け思うのですがね。これ具体的にどれだけふえたという、労働者がふえた数は出てこないのですか、これは。

○政府委員(堀秀夫君) 御承知のよう
に、毎月勤労統計の雇用指数は一定額を
分をサンプルいたしまして、それによ
つて指数として統計いたしておるや
けでございます。従いまして、毎月勤
労統計を使いまして、直ちにこれで雇
用がどれだけ伸びたかという実数を推
定することは統計上いろいろな問題が
ありますので、そのような推定は公表
しないことになっております。

上げましたのは、この毎月勤労統計といふものは、雇用指数、要するに指数によつて発表しておるといふことを申し上げたわけでございます。これによりましていろいろな推定することは可能でございます。たとえば昭和三十年度における常用雇用者の限界雇用係数といふものをとりまして、そうして、これと鉱工業生産上昇率との相關関係から見て参りますといふことも一つの推定方法だろうと思ふのでございまして、このよるな角度から、三十四年度の常用的雇用指数の増加がどのくらいになるであらうかといふようなことを、これは先づ

どお断わりいたしましたように、非常に統計的な誤差がありますので、一がいにそれをもつて結論づけることはできませんけれども、考えてみますると、大体百三十万程度になるであらう、こういう考え方でございます。

○藤田藤太郎君 百三十万に、いざう積算していただきたいと思うのですが、指数というのはいやう実在の上に、それが指数として現われてこなき

空の指数なんてあり得ないと思う。だから一〇%、九%、一二%も各層がふえるというところはそれだけ雇用の機会がふえたから出てきたという、単に雇用関係係数というよりなことでその年の生産に於いて雇用云々なんていうようなことをやるなんていうのは、いまでもないことですよ、生産はどんどん上がったって、機械化、オートメーションで生産は上がったって、雇用とはマツチしていない。むしろ生産が上がつている化学工業ほど雇用指数は減っている。だからそういうことで、これ発表するというのは、私は大へんなことだと思ふのだが、どういう工合に理解したいのですか。

○政府委員(堀秀夫君) ただいま申し上げましたように、私は今の百三十万というところは、それで推定できないかという御質問でございましたので、かりにそういう計算をしてみればそういうことになるかと申し上げたわけでございます。従いまして、その百三十万という数字を発表はいたしておられないわけでございます。かような統計の毎月勤労統計の雇用指数というものはあくまでも指数として発表してある、こういう状況でございます。

○藤田藤太郎君 雇用指数でしよう。雇用されたから、そういう工合に雇用の状態がどういう工合に指数的に上昇しているというのなら、これは裏づけは実在です。それでしよう。実在なしにただ指数だけ作るのですか。そうはいかぬのでしよう。やはり雇用がどれだけ伸びたから雇用の指数というものは、ここに現れてくるのじゃないですか、どういふことですか。

○政府委員(堀秀夫君) この点につきましては、毎月勤労統計というのは御承知のように、抽出調査でございます。全体の産業のうち規模別に抽出をいたしまして、それによって推定してあるわけでございます。従いまして、毎月勤労統計の雇用指数というのは雇用の推移を見る指標として使われておるわけでございます。従いまして、このサンプルされたものを基礎にして全体の母集団を推しはかるという事はいまして、毎月勤労統計というものの雇用指数はただいま申し上げましたように、月別あるいは年次別に雇用の傾向を推しはかるものである。それをそのまま実数として還元することは統計的に申しまして不備があるという考え方で、実数は発表しておりません。これは労働省におきましても統計研究会その他民間の統計の権威者の御意見を伺って、その統計を実施しておるわけでございますが、毎月勤労統計の雇用指数というものはあくまでも傾向を見、指数で発表する。こういうことになっておるわけでございます。

○藤田藤太郎君 だからこれはあなたの方が、あなたの方の解釈で発表されるのはいいけれども、この製造業から區別をして、これだけ指数が伸びているというところを見れば、どこにその失業率が、これでいってたら私は百三十万や百五十万じゃないかと思うのだ。傾向だけだというふうな、だれが見てもこれはこういう工合に雇用が伸びたと推定を、しろうとが見るとするわけでしょう。それでいて、こういうことで、あなた、失業者が去年と同じだといふことには、理屈はこれと並べてみ

なさいよ、そりやなりませんよ。だから、もう少し資料というものは正直に作るように努力してもらわなければ、もうほんとに見る者が混乱するような格好で私は資料なんか出してもらうて、困ると思うのですよ。実際問題として、一つのある一定の地域をつかまえて、推定でそのところだけの指数を、傾向だけを見るのだ。これを発表すると、常用雇用指数という格好で、労働者の雇用失業関係指標として発表されるわけでしょう。だから、私はその点は、今だんだん話が進むに従って、こういうやり方については、非常に不満を持ちます。実態というものはつかめない、実態というものをつかない、これというやり方というのは、われわれにいたして現在の労働力の配置がどうなっているかといふことがつかめないわけじゃないですか、つかめませんか。

もう一つ、ついでに聞きますが、二番目に臨時・日雇雇用指数というものが、建設業、鉱業は別として出ても、電気・ガス・水道業というところも順次減っているというものは、これも傾向で見るといふ議論にならぬわけですから、これでたとえ雇用関係が健全になったとか、なっていないとかいふことを、こういうもので推定されるわけですか、全体の雇用関係。

○政府委員(堀秀夫君) 臨時日雇いの雇用指数につきましては、お手元にお届けしてある企業別の数字でございます。従って、これのみをもつて、近代化したとか健全化したとかいふようなことを推論することは、非常に早計であると思います。一がいに言えますと

とは、この全産業の総数を見ますときに、常用雇用の指数も相当伸びておりますが、臨時日雇いの雇用指数というものは、それを上回って伸びておる、こういうことでございます。これは好況時におきましては、日本の産業界におきましては御承知のように、その好況を反映して、臨時日雇いの数というものが増加する傾向にあるといふことを、やはり三十四年の四月から十一月の傾向も反映しておるところである、このように思っております。

○藤田藤太郎君 先ほどからお話を聞いているが、雇用が伸びているとおっしゃるが、あなたの方からお出しになった失業者の状況を見ても、三十三年度の失業者が五十九万、三十四年が五十七万、三十五年が、今おっしゃった通り五十五万なんです。それで、卒の要するに就職希望者が百六十万です。そうなる、今のよう、アルファ何万が何十万か知りませんが、これだけ傾向として伸びておるとした、ここで失業者が五十五万といふのは、片一方ではこんなに伸びているといふけれども、ことしの推計で二万じゃないですか。そこで交代する人が、年に四十万もあるわけでしょう。それで失業者が二万しか減らないといふことが結論づけられるわけでしょう、片方の面からは。そうすれば傾向を、何ほくらい面にかいたものをやってみたらどうなるんですか。

○政府委員(堀秀夫君) この点につきましては、完全失業者というものは、ただいま御指摘がありました、労働力調査の一つの定義に当てはまるものをさしておるわけでございます。その

ほかにいわゆる不完全就業的な形態、潜在失業者の者が相当いるといふことを先ほど私は申し上げたわけでございます。来年度におきましても、本年度に引き続きまして経済規模は拡大し、それから生産は伸びるという予想になっております。雇用も伸びることになっておりますが、この反面、このような完全失業者の増につきましては、やはり景気がよくなるというような状況を反映いたしますと、今までの潜在失業者の階層の中でも、職安に職を求めて出てくるという者がまたふえる、潜在失業者のものが顕在化するといふ傾向もあるわけでございます。最近の、ここ数年間の数字を見ても、最近の、完全失業者の数といふものは、従いまして景気的好況、不況といふようなものを必ずしも忠実に反映いたさない。もとより多少の増減はございますが、正確に反映はいたさない、こういう傾向もあるわけでございます。従いまして、来年度におきましては、本年に引き続きまして、さらに完全失業者は二万減少するであろうが、それよりは減少することはない。それはただいま申し上げましたように、完全失業者のほかに、不完全就業者の者も相当ある。これらのものが顕在化してくる要素もあるというような面を反映いたしまして、この完全失業者の数につきましては、三十五年度におきましても、本年度に引き続き二万の減といふことを見込んだわけであり

○藤田藤太郎君 そうすると、今の不完全就業、潜在失業者が、今の状態では雇用関係にあるから、完全失業者にならぬわけですね、大体雇用関係にあ

るから。それじゃその潜在失業者が雇用の中の職場転換をする、それをもつて伸びた——よりよい職業につくということと伸びた、こういうことでしょうかね、おそろくあなたのおっしゃっているのは、伸びたと言われるなら、ぜひ一つ労働省は、各産業ごとに、今までの労働者が何人で、そして、どういふ工合にその生産の問題は……、それまで出してこれと言いませんから、できれば生産の関係と、それからどの産業でどういふ工合に、一年の間に伸びたか減ったかというこの調査はどうですか、できませんか。

○政府委員(堀秀夫君) この点につきましては、指数による傾向の推移はお出しすることができません。ただいまここにお出したしましたもの以外に、さらにもう少し分類しました表はお出しできると思いますが、実数の面につきましては、これはただいま申し上げましたように、毎月労働統計というものは、毎月もしくは各年々の雇用の推移というものを把握するための資料でございますので、実数の把握というものは危険であると考えております。その意味におきまして、ただいま総理府統計局等におきまして、労働力調査等も実施いたしております。この労働力調査等をもっと少し実数を反映できるように検討することが必要なのではないかと考えまして、労働省、経済企画庁から総理府統計局に検討の依頼をしておるところでございます。今後におきましてさらに細分いたしました、いま少し精密な分類をすることの必要性は考えられますので、この点につきましては、企画庁、労働省、総理府統計局とよく相談し合ひまして、今後さらに、もう少し精細な分析を行なうための資料を整備して参りたいと考えております。

○藤田藤太郎君 たとえば交通関係なら、運輸省に三カ月ごとですか——の毎月の雇用関係の報告をせなければならぬ義務がある。交通関係でも相当なものです。通産省の関係においても、おのずからそういう工合に各産業ごと、会社ごとに、生産の問題と、雇用指数の問題との関係の届け出という義務が私はあると思うのです。それを集約すれば、労働省だつて、そういうものを、会社が出す数字が間違つておるといふなら別ですが、そういう見方をしているなら、会社が届け出ている数字というものは、集約するのにさうひまがかかるものじゃないと私は実数調査で思ふのです。それを一定の毎月の傾向というところで一〇%も伸びているというなら、日本の潜在失業者なんて、二年も続けば一ぺんに飛んでしましますよ。だから、そういうことじゃなしに、実数を調査した上で、どういふ工合に伸びているか、伸びていないかというところを把握するより努力をされないかとわれわれはわからぬと思うのです。こういう数字だけ持つてこれらでも、中核の傾向推定だということでもんと伸びているということだけでは、私はこれはわからぬ。だから、それはぜひ一つお願いをしたいと思ふのです。

○政府委員(堀秀夫君) 常用と臨時・日雇に分けて傾向を見てみますると、これは常用の伸びも相当出ておりますが、それより以上に臨時・日雇の伸びの方が著しい、こういう最近の傾向でございます。

○藤田藤太郎君 日雇いというのは、今私の言ったのは社外工のことですね、日雇い、要するに臨時と、本工と社外工の関係ですね。この三つについて、本工より社外工、臨時工の方が伸びがきつ、こういうことですか。

○政府委員(堀秀夫君) ただいまお話しのように、社外工としてどのくらい伸びておるかということにつきましては、このような毎月労働統計のようない総合的な統計はとっておりません。ただ造船業ではどうなつておるか、鉄鋼業ではどうなつておるかというようないゆるゆる臨時工、社外工的なものが多い業種がございますが、それらのものについては最近の傾向を実数で示して数字が基準局の方で推定しております。それらのような個別的な数字はございませんが、全体としての総合的な統計調査は出ておりません。

○政府委員(渡谷直蔵君) ただいまお尋ねのございました社外工の数字でございますが、全体としての統計の数字はないわけでございますが、社外工が最も多いと思われる造船業につきましても、昭和三十四年四月に二十四社を対象にしまして運輸省の船舶局で調べた数字がございまして、これを申し上げます。二十四社でございますが、本工が八万七千九百六十六人、それに対して臨時工が一万四千三百二十七人、請負工、これがいわゆる社外工になるわけでございますが、二万二千二百

三十一人という数字になっております。

○藤田藤太郎君 それじゃそこで、先ほどのお話を聞いてみますと、ことしの雇用計画の中に農業労働者の転換で、さういふ問題はゼロだと、こうおっしゃつておつたのですが、今農業労働者、農業の事情というものはよく御承知だと思ふのですが、どうなんですか、農業労働者が雇用労働者に転換するのはこれはゼロだと、そういう推定をされる根拠はどういうことですか。

○政府委員(堀秀夫君) 農業労働者につきましては、いろいろな推定があるわけでございますが、三十四年度におきまして農業の就業者は三十三年度と同じ千五百二十二万人、このように見込んでおるところでございます。この間において、それ以外の非農林のものに転換する者も考えられますもの、逆に非農林業から農林業に入る者もあるわけでございます。これらについてはいろいろな問題がございますけれども、農林省等と御相談を申し上げます。結局今までのこの数年の傾向を見てみますと、農林の就業者の数というものは横ばいで推移するであらう、こういう考え方で一応ゼロという増減の見込みを立てておるわけでございます。

○藤田藤太郎君 そこで私は、その農業労働者の今の現状を見ますと、生活が苦しいので自然に他に求めていくという潜在失業者といふ思ふか、さういふ要素が多分にあると思ふのです。それをゼロと見るといふ冒険さですか、経済が幾らかでも上昇すれば、自然にさういふところに転向していく、三

反百姓では食えないから、何か生活の道を開いていくというの、私は、もう経済回転がよくなればなるほど非常に強い傾向として現われてきよと思ふのです。来年度この政府の経済見通しからいくと、百万、今九十四万とおつちやつたが、経済の成長率が非常に高い成長率を予想される中で、農民はきめられた土地できめられたものしかとれない、生活の低所得者、低水準の農民、農業労働者がより強く雇用労働者の中に入つてくると私は推定をするのです。それがゼロというのはどうもならないのです。何か大臣見解ありませんか。

○国務大臣(松野頼三君) ちよつとただいまの局長の答弁と藤田さんの質問と食い違つておるのではなからうか。それは農林業の中で、いわゆる労働力としては千六百万くらいあります。千六百万の中で大体五百万がいわゆる業主、家主です、戸主です。千々が家族労働者、そのほかに雇用者として五、六十万人の者がおるわけです。ただいま局長の答弁は、その中の五、六十万人の雇用者について申し上げたのです。家族労働者というものが大体一般の産業への雇用者にかゝるのです。これは毎年々々減つております。三十一一年が約一千二百一十一万、三十二年が九百七十九万、三十三年が九百五十二万、三十四年が九百三十三万、三十五年は、私は四十万くらい以上私は減ると思ひます。そこが減つてくるわけで、雇用者というのと家族労働者と戸主と三つが労働力になるわけです。この三つ合計したものが千六百万の農林の労働力でありまして、家族就業率というのが二男、三男ですね、これがやはり雇用者

にかかわることが日本の農村の一つの人口問題、農業問題の大きな基礎にならなければならぬ、この労働者の五、六十万というのは、これは主として森林業とか、一時、非常に農繁期とか田植え時期とか労働力が要るのですから、これはなかなか減らない、五、六十万人の者は減らない、要するに、減るのは二、三男の家族就業率というものが一番大きな間口を占めます。今後減らなければならぬ、また、一次産業、二次産業、三次産業と、労働力の配分のときはこれが減らなければならぬという趣旨と、ただいま雇用者という答弁が少し食い違っております。従って、家族労働者はほとんど減るにまわっている、減らなければならぬ、また、毎年減ってきております。世界でも日本が一番高い方ですから、農業の労働力、これは減らなければならぬ、また、減らなければ農家の所得というものは、一農家当たりの所得というものは上昇してきません。これが今度の経済計画では、農村の所得は一〇%からなかなかふえないけれども、そのかわり労働力を減らせば、頭割りにすればふえるじゃないかという計算を立てなければいけないという趣旨から今回はやっておりますから、その数字の根拠、その辺が少し食い違っておりますのではないかと、農村の労働力は確かに減らなければいけません。また減らしたい、雇用者というものは、これはある限度必要だ、ゼロにはなかなかならない、減るのは家族労働者だという趣旨が少し食い違っているのではないかと考えます。

○藤田藤太郎君 私の方で言っているのは、農業の中の特定な季節労働的な雇

用、ほんのわずかな雇用者を言っているわけではなく、農業労働者、家族従業員、まあ家族の中には、二、三男というのは今ここに現われていて、義務教育の中学を経て転換していく。これは農業労働者と言えなくどうか。これは私は言えないと思う。これは転換をしていく。しかし、農業自身の零細化によって、農業自身が廃業をして、そうして雇用労働者に転換をしていくということが、私はゼロだという環境にはならない、私はそう思う。そこを尋ねている。

○政府委員(堀秀夫君) ただいま大臣が御答弁いたしましたように、農林業に従業する家族従業員、自営業者というふうな層につきましては、減少するという見通しを立てておるわけでございます。業主、家族従業員について見ますと、三十四年度は六万減少、それから三十五年度は二十五万減少ということで、ただいまお話しになりましたような減少傾向を見込んでおるわけでありまして、その反対に農林関係の雇用者、これは数は大した数ではありません。五十万程度の数でございますけれども、これは林業関係の伸びというふうなものも考え合わせまして、三十四年度が六万の増、三十五年度が五万の増、これは大体雇用者でございまして、そういうことを推定しております。これらを合わせまして就業率全体として三十四年度においては横ばい、三十五年度は二十万の減少。雇用者は伸びますけれども、家族従業員、業主はさらに減る。これを反映しまして、雇用者の伸びを勘定に入れれば二十万減少する、こういう見通しを立てておるわけでございます。

○藤田藤太郎君 そりすると、本年は、農業労働者が二十五万に減って、そうしてそれは雇用者に転換をする、こういう推定ですね。転換をするというのか、機会をねらっているというのか、そういう状態にある、こういうふうに認識するわけですね。それにしても二十五万とは非常に少ないじゃないですか。先ほどの雇用者の伸び、その他から言って二十五万というのはえらい少ないが、どういふもので二十五万という数字を出したか。

○政府委員(堀秀夫君) この点につきましては、農林省におきまして、過去の数年間の実績を見まして、その傾向が続くであろうということで、二十五万減という推定をいたしておるわけでございます。○藤田藤太郎君 そりすると、農林省の推定で二十五万と、こう見ているということですね。○政府委員(堀秀夫君) 農林省、労働省等の意見を徴して、企画庁がこのようない見通しを立てておるわけでありまして、○藤田藤太郎君 それでは次に、先ほどのお話になりました労働力調査の臨時調査で、就職の希望者、転職をした人、または収入が減って就職を希望する人が二百四十万、その他の低水準収入者の人が六百八十万人と言われましたが、これは何で抑えて六百八十万になったのか。

○政府委員(堀秀夫君) これは三十四年度に雇用審議会が行なった試算による数字でございます。これを詳細に申し上げますと、所得が標準未満の仕事が八才以上七千円、十八才未満五千円と

いうことでございしますが、この標準未満の仕事が八才以上雇用者三百十六万、次に農業所得が年額二十万未満、耕地面積一町歩未満であって、家計をまかなえない専業的農業経営の従事者、これを百五十五万人と推定しております。第三に、非農林業の所得が年額十萬円未満の仕事が八才以上業主、これを百六十二万人と推定しております。第四に、非農林業所得が年額二十万未満の仕事が八才以上業主についている家族従業員、これを五十四万人と見込んで、六百八十七万、こういう推定をいたしております。○藤田藤太郎君 わかりました。これはどういふ工合に調査されたのですか。

○政府委員(堀秀夫君) これは雇用審議会におきまして、専門調査員を設けて、そうして労働力調査あるいは農業センサス等の臨時調査の数字をもとにいたしまして、試算を行なったわけでありまして、○藤田藤太郎君 ありがとうございしました。そこで、私の見ているのは、だいたいこの調査は、実態とはズレがあるような気がするのです。これは雇用審議会、あなたの方の問題じゃないかと思うので、これは雇用審議会との間で調べて参りますけれども、いずれにいたしましても、私はもっと深刻だと思

うのです。もっと低所得者階層というのは深刻だと思ひます。そこで労働省として、今のたとえば潜在失業者の概念をどこに置くか、週に一時間働くとか、十時間働くとか、二十時間働くとか、この推定はなかなかむずかしい問題だから、結局、私は収入の面、生活の手段としての収入の面から、一定の規制をしなければならぬと思うのです。そういう格好で、潜在失業者といえますか、この調査をおやりになる考えはないかということをお聞きしたい。○政府委員(堀秀夫君) これにつきましては、要するに、対策上の見地からいろいろな数字を利用しなければならぬと思ひます。先ほど申し上げました通り、不完全就業ないし潜在失業者の推定数字というものは、いろいろな資料があるわけでございます。転職追加就業を希望する者に対して、これに對して適職をあつせんするというふうな職業紹介的な見地、狭義の雇用政策的な見地から考えますと、先ほど申し上げました総理府統計局において、就業していても収入の不足する等の理由から、転職追加就業を希望する者というふうな数字を合計してみまして、大体二百四、五十万人というものが利用されると思ひます。それから、その雇用されている内部の問題として、現在の所得をさらに高めていくという問題につきましましては、ここにただいま申し述べました雇用審議会が行なった試算の、不完全就業者というふうなものを利用していくということが考えられると思ひます。それから、いろいろな現在ある資料を参考にいたしまして、総合的な見地から、あるいは労働力の配置転換の問題の政策を考える、あるいはその雇用されているところの事業所内部における所得の向上をはかる。このようない総合的な政策が必要であらうと考えております。

○藤田藤太郎君 今おっしゃったけれども、雇用審議会の調査を見ても、労働力調査、その他の臨時調査によつて試算をやつてみた。そうしたらこういうことになった。これは至つて私は基礎になる調査が推定調査で、推定抽出統計の調査を基礎にして、また面を歩いてみたということですから、私はあなたの方を責めるわけではないけれども、あまり当てにならない。みずからが実際に触れて、それで調査をしてみたいことには、こういう問題が出てこないと思うのです。ですから、私が今言つてゐるのは、みずからがやはり標準的な地域を厳密に調査し、それからせめて八、九〇％ぐらい実態に合つてゐるというような調査をやらないければ、私は意味がないと思つてゐるのです。そういう調査をおやりになるつもりはありますかという質問なんです。

○政府委員(堀秀夫君) これはなかなかむずかしい問題でございまして、全国総合いたしました調査につきましても、現在総理府の統計局が専門の調査員を多数持ちまして、そうして全国を地域的にサンプリングいたしましてやつておる労働力調査及び一年に一回の労働力臨時調査というものがあつたわけでございます。従いまして、全国的な推定をいたしますには、やはり現在やつておるベースの上に立つて、これに注文をつけまして、もう少し内容を精密に分析できるような検討をしても、らうことが必要だと考えまして、先ほど申し上げましたような労働省、それから経済企画庁から総理府統計局に検討を依頼をしてゐるところでございまして、これと並びまして、しかしお話の

ように、部分を限定しまして、もう少し掘り下げた調査を実際に行なおう、これはやはり並行して行ないますと非常な意味が出てくると思ひます。その点につきましては、労働省といたしましても、よく検討いたしまして、全国的な調査というものは、やはり現在ある土台の上に立つて、これを改善していくことが一番手取り早い方法であらうと思ひますが、それと並行してもう少し掘り下げた実態の調査ということとをすることが必要であらうと思ひますので、ただいまの御趣旨をよく検討しまして、今後とも一つ検討したいと思ひます。

○藤田藤太郎君 私は、労働大臣にお尋ねしたいのですが、この経済企画庁がお出しになつた経済見通しの基本的態度、これについて労働省は作業に参加したと、こういう工合におつしやつていた。しかし、私はこの作業に参加されたというならば、もう少しこれだけの経済が伸びているときに、労働省として、たとへば就労の、雇用の拡大の面から、もう少し発言力を強くして、この経済計画というものを立てていかなければならぬかという疑問を持つてゐるのです。と申し上げますのは、三十四年度はもう実績見通しですけども、三十三年度から三十四年度にかけての経済の伸びというのは、非常に私は五・五％の見通しに対して、一三％も伸びてゐる。鉱工業生産についても二七％も伸びてゐる。所得の面に至つては、法人所得は四五％も伸びてゐる。こういう条件の中で今年の三十五年度の上半期には、もはや設備投資の計画は、今の生産設備に対して、三五％の計画がもうできてゐる。これは一面おのおのの製造業者が持つ資金その他もあるけれども、やはり何と云つても政府は財政投融資の面から、金融の面からめんどろを見てゐることだと私は思ふのです。それでいてだんだんと近代化、オートメーション化してきてそういう所は、雇用が伸びてゐない。産業の二重構造と言われている中で、中小企業や零細企業やそういうところの経済的な面から、しわ寄せされて、また、雇用も二重構造的な要素になつてきてゐる。だからここで私はやはり何を言つても世界の国と日本が正常な貿易をしうと思へば、ただ企業が金をもうけるだけでは世界のおつき合ひの幅というものは私はだんだんせばまつていくのではないかと思ひます。いかなる人権が尊重され、いかなる条件のもとに日本の経済というものが伸びていくかどうかというところが、今後の私は貿易の重要なポイントになつてくると、そういう工合に見てゐるわけなんです。そういうことになると、今のようになり機械で労働者が要らなくなつたとか、もう生産は何倍上がつても労働者はふえない、こういうものに対して私は近代国として外国と……、それから経済を伸ばし貿易を伸ばしていかなければならぬから、何とか指導的な面でも、たとえば時間短縮の問題をどうしていくとか、国内の需要の問題をどうした……、雇用拡大という労働の面から、国内需要、購買力という面を伸ばしていつて経済の成長に合せていくとか、そういう問題。ほんとうに機械によつて、生産というもののだけはこへ出てくるけれども、労働それから労働、国民の生活という面のやつが、ただ、今までのお座

なりの、経済の成長の中において本年は百万くらいだろうというきで、お供えに雇用問題というものがなつてゐるような……労働省が参加されたと言われるけれども、……なつてゐるような気がしてならないのです。そういう点はどういう工合に労働大臣は発言をして、どういう工合にこれに参加されたかというのを私はお聞きしたいのです。

○国務大臣(松野頼三君) 今回は三十五年度の見通しだけを経済計画にあげまして、長期経済計画は引き続いて今後方針を立てておるわけでありまして、私は、雇用の問題は、あに私のみならず、世界じゅうが、国民生活の向上と経済という中では雇用が最重点になつております。世界じゅうその傾向であります。その一つの現われとしては、先般のガット協定の前文には雇用ということがはつきり書いてある、それからまた、つい先般のヨーロッパの共同経済圏についても同様なことが言へまして、また、日本が加入してあります国際基金協定の第一條にも、高水準の雇用と産業の発展ということが同じ文句で書いてある。従つて、雇用というものは今日はどつちかというところ、産業の一つの柱である。金融と同じく、私は雇用と国民所得というものは同じ程度になつて重要視される、そういうのが世界の趨勢だと私も思つております。従つて、将来十年間の見通しというならば、労働省としても十年間の見通しを立てるといふことで、私は相当この案には賛成し、今日までたびたび発言をしておつて、まだ成案は得ておりませんが、発言をしておりまして、また、労働時間につきましても、もちろん四十八時間というのは世界の一般の水準でありまして、この水準に甘んずることなく、私は十年計画くらいでやはり四十時間という見通しを立ててまして、やはり十年くらいは計画を立てていきたいと思つております。やはり労働時間というの是一年や二年で区切ることはできません、産業の実態とかいろいろの面で、やはり四十八時間を獲得するには五十年くらいかかつてゐる、世界の歴史で、しかし、もう歴史も進歩しましたから、私は五十年も待つ必要はないけれども、十年を目標にして、一応四十時間ということを目標にしながら立てる必要があると思ひます。十年計画のあれにおいてやりたい。それで賃金はどうか、賃金はもちろん上昇を過激に、幅を広げるべき時期がくると思ふ。これにはあくまで支払い能力、生産性という前提なしにはできません。一番いい例がただいま藤田委員の御指摘の、車近な例をとりますと、政府の財政投融資をしております鉄鋼——鉄鋼の例を一つとりまして、雇用は御承知のごとく相当すと一三三になつております。鉄鋼は御承知のごとく、ある程度政府が基本産業として保護をする、そのため鉄鋼の生産と価格が安定する、鉄鋼の生産と価格が安定すれば機械工業に響きます。機械工業は一四七でありまして、これは全部三十年の基準です。機械工業は一四七になつております。その鉄のやはり製品から第二次として電気機械産業というものが出て参ります。輸送用機械器具、これは一四〇雇用がふえております。同じような精密機械が一七五、そういうふうに関連を

見て、そういうふうに関連を持った機械——非常に政府の保護が、鉄鋼に投資したから鉄鋼だけの雇用ももちろんふえておられますけれども、それに関連する——ただいま列挙しましたのはみな鉄に関連がある。従って、鉄を安くして豊富にするならその関連産業は自然に、直接政府の財政投融資がいかにいしても伸びていることは事実です。従って、九千万の国民全部の声を考えるときに、鉄鋼だけと議論がありましようが、しかし、関連をとると相当実は伸びているわけであります。こういうことを私は経済計画のときに特に発言をしているわけなんです。従って、全部が悪いならばこれもいろいろ言えますけれども、今日かりに貿易自由化という議論が出ましても、一応生産が伸びている。雇用が伸びている。従って、ある程度の生産競争というものは、雇用の場面から言うると有利になるわけです。しかし、ある程度生産競争ということは雇用の奪い合いであります。奪い合いのときには必ず条件がよくなる。最近一番目立ちましたのは、昨年の暮れ以来いわゆる繊維産業に女工の奪い合いが起きました。今日はおそらく、何十人、何百人という女工さんの引き抜き競争というときには必ず前よりもいい条件が出てくるわけです。従って、私は、ある程度生産競争というのは雇用面にはいい刺激になる。しかし、あまり生産競争が過激で倒産するとかあるいは閉鎖するとか状況はこれは困ります。その意味で、私は貿易自由化の議論のときには、今日程度の自由化と競争はかえって雇用にはいい刺激になる状況

だ、ことに日本のような労働力の多いところは、ある程度こういう状況が持続するときには、雇用はおそらくもつと条件がよくなるのではないかと気が持てううと雇用統計を私は見ているわけです。

で、特に私が目立って悪いと思うのは、石炭産業であります。一番代表的なのは石炭であります。これは援護法というものを作つたわけであります。従って、その他の産業は、雇用面においてははるかに状況は出ておりません。従って、今回の経済計画を立てるときにも、この状況をなるべく維持拡大することに私は尽力をしたい。十年、この程度ですと拡大しますならば、雇用はおそらく倍ぐらゐの賃金の改善の問題が出てくるだろう、必ず倍ぐらゐに改善ができる、そういうことを考えながら今後の問題、その間に時間の問題——四十八時間が永遠に続くとは私は考えておりません。なるべく短い時間に能率を上げて、いい賃金をとるといふことが世界の趨勢であります。どんなにいわゆる機械が最高度に発達して参るならば、労働時間をうんと短縮して、労働力を上げて、質のいい労働力になって、賃金を今までより多くとれるというのが労働界における理想だと思ふ。その段階における今日の段階であるから、私はその方向に進むといふものをもう少し速度を速めていきたい。時間の問題ももちろん将来考えなければいけません。しかし、時間を短縮させればすべてがよくなるかといへば、それはいきません。すべての条件を整えた上で勤務時間といふものを短縮して労働力をよくしていく。そのためには生産性も上げなければ

はいかぬ、労働力の質の向上もはからなければならぬ。従って、労働者のやることは、基本的には労働の質の向上のために技能、技術といふものを早く植へつけて高級な労働力に仕立てていくといふことが私は労働者の務めだと思ふ。重い荷物をかつぐだけが労働力という時代はもう過ぎて、今日では計算機を見ながらものを生産するといふ時代になってきた。それに合うような労働力を私は育てていきたい。そうすれば賃金も時間もよくなるにきまつて参りたいといふのが私の構想で、今日まだ成案を得ておりませんが、そういう趣旨から私は進めていきたいと思つております。

じゃないかと私は思うのです。この繊維にしたってそうですよ。この前の神武景気以後ほとんど平均四割操短して相当首を切つた。少し経済がよくなつてきてから、一べん雇員してしまつて、結婚したとか何とかで、今度はさしあたり労働者が足りなくなつたから奪い合いをしている。こういう関係で労働関係が持たれておるわけです。これは経済の傾向の問題ですけれども……ですから私は、今の問題点として、今度のような景気が伸びていくときには、やはりそういう伸びていくと言われるときにおいては、この計画、この程度にあなただけおっしゃいますけれども、私の意見に賛成だと言われたけれども、そういうにおいこの経済企画庁の計画の中にどこに出ているのですか、出てないじゃないですか。それを私は言つておるわけなんです。これは経済の傾向から見ると、短期経済景気循環の終わりの年だと言われては知れませんけれども、しかし、その中でも大きいところといふますか、大企業はほとんど伸びて、生産設備が伸びていくけれども、雇用の問題といふのは出てこない。たまた雇用するといふと、伸びたところは、たとえ不安定な労働関係になって、結局先ほど言われた潜在失業者、不完全就業者という位置へ自分自身で追い込んでおるような状態の關係のものが今報告された鉄鋼や造船の問題じゃなからうかと私たちは思つておるのです。だから根本的な問題として、やはり生産が伸びれば、生産にに応じて国内需要がふえる。そしてやっぱり働くところとする者は働いている人自身が幸福な生活を

するといふ、これは経済の計画の中の需要にウエイトを置いていこうとすれば、むずかしい短縮の問題も出て参ります。重要な問題として出て参りますけれども、やっぱり正常な労働関係——社外工や臨時工といふことでなしに、正常な労働関係といふものを作つて、一面には社会保障もありましようけれども、そういう形で経済計画といふもの、雇用計画、国民の生活水準を引き上げる計画といふものが、やっぱりここでマツチしなければほんとうに平均的には上がるかわかりませんけれども、その恵みを受ける者、その潤いを受ける者は、国民のほんの少数の者を頂点として受けていくといふ、こういう格好のものを私はやっぱり労働行政の面から征服していくところ、生産の問題、この計画の問題から見ると、私は何かことしは百万ぐらゐだ、一面、経済の成長率なんといふのはものすごい勢いで伸びている中で、このぐらゐの雇用が伸びるのだといふことでは私は終わらないと思ふ。近代国家の工業国の仲間入りをしようといふのが私は非常に疑問なんです。だから十年計画という中で労働時間もやつていこうと、何もやつていこうといふことについては、その熱意は私は敬意を表します。具体的にここの問題だけを見ても、もっと熱意が入つて、この基本的態度、政府の基本的態度に熱意が入つてよかつたんじゃないか。これ自身が裏を返せば、純経済的な面から言つて、日本の経済といふものが外国に伸びる条件を、やはり裏を

返せば作らなければならぬのじゃないかという感じを持つ。最近貿易自由化の問題が出て参りました。この問題との関連においても、たとえば私は神武景気から不景気に、三十二年に不景気になったときに、日本と同じようなといひましようか、アメリカをどけた欧州の工業国なんかの景気循環というものの影響なんというものはほとんどないのですね。日本だけがあんなひどい目にあっている。今度また不景気きたらどうなるか、不景気という状態がきたら日本はどうなるかということをわれわれは心配しているわけです。それはやはり企業条件、国民生活、国民購買力を上げてやっていくという、そういうところにこの経済計画自身の視点が置かれていないから、また、今度景気循環で、こゝし終れば、とんでもないことに追い込まれはせぬかということを私たちは深く心配をしているのです。そういう意味からいっても、こゝしのような成長をするときに、大胆に労働省としては、この経済計画の中に大きな発言権を持たれて、そういう意向を、不景気といわれるときにはできませんから、こゝしのような条件のときにはなにもつと強い発言をこの中にお入れにならないかということをお私に痛感を感じているのですが、何か御所見があったら……。

○国務大臣(松野頼三君) 経済計画と雇用計画を三十五年度の見通しを見ますと、心理的にいうと私はもつと伸びると思ふ。ただ、統計はこういう統計しか出てこないという、どちらかというところ、ある程度安全度を見た統計だと私は思ふ。私は個人的にいへば、もつと経済も伸びるだろうし、雇用も伸びるだろう。しかし、統計はこういう見通ししかできないというものが三十五年度の見込みだ、おそろく三十六年度に決算を見れば、もつと伸びるだろうと私は思ふのです。しかし、今日統計は一応安全度を見てこういうものだというのが計画ですから、必ずしもこれが経済計画の通りにびしゃつとするわけじゃなくて、一応の経済の見通しだ。私はおそろくそういうことがより日本の国民にはいいことなんだ。これより上回ることを私は大いに期待するわけでありまして、と同時に、先ほどもお話のように、三十二年度の不況から考えてみると、私も日本は輸出産業というもののにばかり依存する産業は成り立たない、国内消費をあわせて産業でなければ安定産業と安定雇用にはならないと思ふ。諸外国の上下にばかり影響されるのは非常に不安定でありまして、一番いい例は生糸、生糸はおそろく相場によって左右されます。そうすると、製糸工場は常に不安定なアメリカの相場によってのみ上下する。これでは産業の安定も雇用の安定もできないというところを考えると、やはり国内に安定というものを持った上で輸出というものを積み重ねていくという方向に日本の経済は進むべきものだ、また、雇用はそうあるべきだと私は考え、従って、なるべく賃金の上昇を望みまして、消費は健全な消費をふやしたいというところは、これは本質的に一致しております。ただ、賃金の上昇の度合いの問題、度合いは何で定めるのだといへば、やはり生産性とか、そのものの質とかいろいろのによつてきめなければ、単に賃金は、お前は、この会社は幾らだと決定するわけにはいきま

せん。しかし、方向はおつしやるように賃金の上昇を期待しながら生産性に合せていかなきゃならないというものが私は基本的な考えであります。この会社とこの会社と一々指定することはできません。方向はおそろくその方向に私は本年は向かう。それには賃金の上昇はもちろん私も期待すべきものであるということから経済計画を立てて、輸出ももちろんその中の大きなファクターですが、輸出ばかりにたよると、生糸の悪例に日本全産業が陥るといふので、生糸には安定価格というものを作つたわけなんです。しかし、やはり国際的には非常に大きな影響を受ける。肥料の例がよい例です。肥料が非常に諸外国の相場に左右される。これも困つたものなんです。やはりある程度国内の安定というものの上に輸出を考えていく産業が安全産業のように私たちが考えますので、藤田委員のおつしやるように、本質において私もそう変わつておりません。ただ、統計といへば一応統計帰趨といふものと安全度を見なければならぬ。もう一つ大きな問題は、雇用がほとんど固定化してしまつておる、産業は年中動きまゐります。非常に鉱工業生産が一八〇になったり、一七〇になったり動いておるもので、日本の雇用は非常に固定してあるもので、産業の縮小に応じて雇用の縮小をされるというところは、これは不可能であります。そこにまた雇用の問題の大きな問題がある。急に産業の縮小に応じて雇用の縮小をする、それはできません。同時に、産業の隆盛に応じて賃金の上昇はできても、かに産業によつて決算が赤字だから、賃金カットする、これでもできません。

そこに雇用と産業の違いは、非常に雇用条件が固定化しておる、そこにまた問題点が一つあるわけです。これが年がら年じゅう会社の決算にあつていくというのなら、もつとあつていい、それが下がるときに下げるのは困る、そこにやはり安定度というものが雇用の中になければ、これはできない。従つて、もつと実は数字を高く見ても不可能じゃ私はないと思つております。しかし、安全度を見ると、雇用というものは、一回拡大した雇用が縮小されて首を切られることは、これは非常に大きな社会問題になります。そこで私は、雇用と産業の相違点は何だといへば、産業は上下が非常に大きい、雇用及び賃金の上下が幅が狭いものは狭いけれども、安全度は非常に強いものである、また、そういう性質のものだといふところに経済の伸びの割に雇用はその比率で伸びるべきじゃないかとおつしやる通りと思ふのです。それから逆に下落するときに雇用はなかなか下落しません、そういうところに経済と雇用の相違点があるわけで、車の両輪ではございませうけれども、同じ速度で進んでいかないという特殊性は、私は雇用と賃金にはあつていいのじゃないか、それを計算しますと、こゝろいうふうな計算になる、私は非常に消極的だ、御趣旨の通りであります。しかし、安全度は雇用に見なからぬといふことも御了承いただければならぬと承らうかと思ひます。

○藤田藤太郎君 今労働大臣がおつしやいましたけれども、その政府の発表しておるものだけでも、法人所得が四五%利益が伸びているでしやう、所得が。それでしやう、実態は知りませんが、実態はもつと多いと私は思ふのだけれども、法人所得が四五%、昨年、三十四年度の実績見通しがふえておる。四五%といつたら大体五割です。これだけ法人の所得が伸びておる。それがどういふ工合に転換されておるのか知らぬけれども、労働者の方の面にかないて設備投資——設備投資といひましようか、設備投資したあとは生産調整といひましようか、それは会社が都合悪くなつてきたらどうなるかといふと、繊維のように五割も繰返して首を切る、そういうことが平気で行なわれておるじゃないですか、首切りやすいように今の社外工や臨時工というよりな格好で雇用関係を結んでいくという傾向、ちよつとでもその利益が少なくなつたらそういうところは整理していく、膨大な利益が上がつておるときには社外工や臨時工というよりな格好で雇用条件を結んでいく、こゝろの傾向が今傾向じゃないですか。あなたは雇用と産業とのつながりはあるとおつしやいましたけれども、そういういふなまやさしいものではないわけですよ。それはまあ賃金の問題はその他でからむのかもしれませんが、この問題はいろいろの見方があるでしやうけれども、そういう関係で今の労使関係といふものは動いておるわけですよ。だからそういう今の大臣のお気持からいへば、この社外工について労働大臣の見解をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○国務大臣(松野頼三君) 先ほど法人税の問題ですが、あの統計の中じゃたしか個人企業が減少しております。同じ統計で個人企業が減少してゐるのは、個人企業が法人組織に変わったた

もあるのです。税金のお話の……。同じ統計の中で見ますと、そういう統計で、必ずしも私は四五％否定はしませんが、同じ統計にたしか個人企業が減少しておるといふことは数が減少し、法人にずつと入れ代つておるといふ傾向も含まれておると私は思います。一番はつきりしておりますのは、勤労所得を国民所得にあわせてお考えいただくわけですが、この五、六年間ずつと変わつておりますが、全国民所得の中で勤労所得というのは大体四八％です。約五年前です。今日は約五三％であるのです。一番はつきりしますのは一九五一年四二％、一九五八年五三％です。国民所得の中に占める勤労所得の比率です、日本の場合。これを見ていただければ、確かに勤労所得は全国民所得の中でふえておる、確かにふえております。まあ諸外国をずつと見れば必ずしも日本はまだ上の方じゃありません。西ドイツあたりは勤労所得が六三％です。フランスが五八％、アメリカが七〇％、日本はまだまだ実は足らぬ方かもしれません。しかし、逆に言えばフィリピンは四一％ぐらい。だから世界で一番下だという意味じゃございませんが、一番上じゃございません。(しかしこの統計はあやしいからな)と呼ぶ者あり)これが一番日本で獲得し得る最高の統計です。これ以外にありません。これは世界年鑑の一番正しいものを私拾いあげたものです。そうして見るとやはりおっしゃるよう

に、だんだん国民所得よりも勤労所得がふえておる。これは確かに雇用の質と量の改善だと私は思う。そういうふうにお考えいただく、法人の例をお引きになりますけれども、逆に勤労所

得を国民所得の中に割つてくると、この八年間なりの間に四二から五三になつてゐる、約一一％上がつてゐる。これは膨大なものです。全国民所得の中です。国民所得が毎年々々トがっているのですから、その中でなおかつ上がつてゐるのですから、従つて、雇用の量と賃に關係しましょう。雇用の量と賃が相当前進していることは事実です。これでいいということとは、もつと諸外国を見ればもつと上にはいかなければならぬということ、私の理想です。やはり日本だつて六〇％ぐらいまでは十年間ぐらいでいきたつた、これは私の考えです。もう一つは、日本国内だけで国民所得の伸びと、勤勞所得とを、三十年から比較します。昭和三十年です。三十一年は日本の国民所得は一一％——一二％ふえております。勤勞所得は一四％ふえておる。三十二年国民所得は八％ふえておる、勤勞所得は一％ふえておる。三十三年は国民所得は三％、勤勞所得は八％、そういふうちに国民所得よりも勤勞所得の伸びが多いから、ただいま説明しましたように、四一％からだんだん比率がふえてきてゐる。そういふのが今日の傾向ですから、私は満足とは言いませんが、こゝういふ傾向を伸ばすことが今後の国民長期經濟計画の一つの目標になると私は言えると思う。従つて、悪い例ばかりお取りにならないでいい例もあるのですから、いわば両方で研究していただかないと。

○藤田藤太郎君　私の言つてゐるのは、これをお出しになるときにちゃんと統計が出ておつて、それで法人所得が四五％、勤勞所得が一％伸びてきたというのをちゃんと前提として、

この案を作っておられるのですよ。今年の、それを僕は言っておるのです。そういう条件のもとにこういふ計画をお作りになる。今年のようにならなければならないこと、国民生活を向上するといふことをなせば、この計画の中にお入れにならぬか。皆さんこの前の委員会で、去年の委員会で、みんな労働大臣しつかりやっていたに、これをみるとさういふことじゃない。そこを私は言っておる。だから皆さんの方の事務当局にしてもさういふ基本的な方針がここに出てこないから今の勤労毎勤ですが雇用が伸びている、雇用が伸びていると、えらいことだけの統計を見ると三百万も四百万も伸びているような統計を出して、これは一定の傾向を見ただけだといふようなことで、こういふ資料しか作ることができないといふことで雇用対策といふものをお立てになるのには、少し私は片手落ちじゃないかといふことを言いたいのです。

○国務大臣(松野根三君) 今の、藤田さんの、この数字を見ますと、三十五年は法人所得が一〇八・三、勤労所得が一〇九・〇、これが三十五年の見通しになっております。今のは三十三年と三十四年の比較の御議論ですが、三十五年はちやうどその方向が変わってきて、法人所得は一〇八、勤労所得は一〇九といふのが、今回作りました企画庁の三十五年度の見通しであります。従つて、今回はまあ非常に伸びた、積極的な考えはここに出ておるわけです。

○藤田藤太郎君 三十三年と三十四年の伸びですね、所得の伸びは一四六で

すかね。来年は見通しとして一〇入にすると、こういふことなんですがね、それでしょう。

○国務大臣(松野賴三君) はい、そうです。

○藤田藤太郎君 だから私の言っておるのは、こういう勤労所得というものと賃金所得が一一％しか伸びてないで、しょう、ここで。それでしょう。こつちは一四六も伸びておるといふ状態で、来年度の見通しだけはつじつまを合せておくといふことで、實際問題としてどうなるかという問題が、来年度出てくるわけですから、こそこそという実態の上に立つて経済計画を立てることにこそなげもつと力を入れないうか。労働省としてはもつとしつかりとがんばる年であるといふことと言えはいんです、労働大臣。そうでなければ事務当局はまだまだ案を出せないんじゃないですか。

○国務大臣(松野賴三君) その法人所得の中には勤労所得があるわけです。法人所得から勤労所得を支払うんですから。従つて、法人所得とこの所得は、法人が取つてしまつてどっかに持つていくわけではない。この中からやっぱり勤労所得というものも払うわけですから、従つて、この中に勤労所得の占める歩合を計算すれば、相当私は伸びておる。歩合を調べれば伸びておる。もちろん法人所得が伸びることは勤労所得も伸びることでありまして、従つて、法人所得の伸びがいかに罪惡だといふ感じではありません。その中から職員の手給給与といふものを、この伸びから払うんですから、従つて、私はこれはあれじゃないですか、もう少し内部をよく検討しますけれど

も、そうその藤田さんの言っておること、私の言っておることはそう狂った統計ではありません。そう狂つてはおりません。

○坂本昭君 法人所得の伸びるのは、やっぱり罪悪なんですよ。こういうことを労働大臣がはっきり認識していかないといふと、労働政策の基本といふものが私はできないと思う。それ、この前も前大臣から、総理、大蔵大臣にも質問したんですけれども労働政策の基本は何か。先ほど来この賃金の問題を出しておられるわけで、ところが、第一番目に立つものは生産性、それから支払い能力、そういうものに左右せられて賃金といふものをきめなければならぬ。これは労働大臣の御意見のように。ところが、私はこのほんとうの政治といふものは、やはり賃金を一番最初にきめるところから出発するんじゃないか。それは例のアメリカのニュー・ディール政策ですね。これは十分に一つ皆さんにも検討していただきたいんです。これは今から三十年ほど前の、まあ三十年前というと、アメリカの三十年前と今の日本と民主主義の発達の間隔やいろいろな点で、どう一致するか。これは疑問ですけれども、ニュー・ディールのあの政策の中で私は三つの点をあげれると思う。

第一は、先ほど来の法人所得の問題と関連して来ますけれども、減税の問題、それから賃上げの問題、それから社会保障の問題、先ほど来労働大臣言っておられる。社会保障の中での当時とられたのは、年金と失業保険です。結局この三つを通してやったのは、購買力を増大していく。つまり内需を固めて、あの第一次世界大戦直後の過

剰生産恐慌を乗り切ろうとした。ところが、この三つの減税、賃上げ、それから社会保障の前に、一番先に着手したのが最低賃金制の確立なんですよ。あれは、私は一九三八年だと思いがね。一時四二五セント。あれをやったときは、アメリカの憲法に違反してルーズヴェルト大統領が最低賃金制を強行してやった。言いかえれば、これは目をつぶって、むしろ労働政策というよりも、国民の生活の基本として最低賃金を強行実施し、その後あれはもろん憲法に合致するようにアメリカの労働基準法ができたのですけれども、これが私はやはり労働政策の基本じゃないかと思うんです。先ほど来伺っていますと、なるほど経済政策に見合った労働問題、特に雇用というところを大臣はる述べておられるので、それは前の大臣より一歩前進ですけれども、一番の基本のところのつかみ方がたいへん違うんですよ。藤田委員と意見はそう違わないというけれども、意見はほんとうは徹底的に違っておる。やはりこの賃金の問題、たとえば法人所得のことについて言うなら、租税特別措置法というふうなもの、あれは三十四年度を計算すると、八百七億ありますよ、八百七億。だから、やはりこの法人の所得の問題なんかについて、われわれとしては神経質にならざるを得ない。それと関連して賃金や雇用の問題を上げてこざるを得ない。しかも一番大事なのは、何といても賃金だと思ふんですね。これは労働大臣が、最低賃金のことについて、一応最低賃金法ができたからいいと言つて素通りされては困る。これは毎年々々考へ直していつてもいい。そうい

う点で、まあ前大臣よりは一歩前進されたというところは認めますし、それからなかなか統計を上手に使われて、労働所得の伸びが国民所得よりも伸びたというふうなことをうまく使われる。去年は、それを私は逆用して、例の失対賃金の伸びが非常に低くて、そしてその労働所得の伸びよりもあまりに低いに伸ばしたかどうかというのを議論したけれども、これはあの三百六円が三百三十四円ですか、だいぶ上がった。これはまあ一応認めますが、何といても最低賃金に対する基本的な考えを大臣として明確にしたい。これは労働大臣じゃありませんよ。せつかりつばな労働大臣ができておられますから、一つさらに推進していただきたい。最低賃金について、もうちょっと明確な御所見を承りたい。

○国務大臣(松野頼三君) 藤田委員及び坂本委員からのお話のように、私もちもすいぶん考えたんです。賃金上昇によつて経済の歯車にしようじやないか。おっしゃる通りに、ニュー・ディール等でアメリカの輸出もできま

せん。どこにも金がなかったというところから、まあああいふ制度ができた。日本の場合、やはり輸入しなければいかに物資があるものだから、そこに多少私は日本が貿易に依存しなきゃならないという一番大きな問題は、輸入に物資を依存するから、輸出というものがある程度経済が左右されるという問題が出てくるんだらうと思ひます。最近はおっしゃる通りに、世界じゅうその傾向が見えて参りました。その証拠には、最近諸外国に対する経済援助という形が、なるべく未開発国を開発して、そして消費をふやすという方向に世界じゅうおこなうように私は考へます。日本もおくれればせながら、アジアに経済協力というものと合

わせないで、あるものは賠償という形でもいつておりましたし、ある場合には協力基金という形でアジアに投資をしながら、その国の消費水準を上げながら日本の貿易と結びつこうというのが、やはり日本のみならず、世界各國やつておるといふのが、多少事態が變つてきたように考へます。それにつきまして、やはり国内の消費水準を上げるといふことは、これはやはり基本です。私は経済拡大の基本はそうだと思います。国内の消費水準を上げることが一番経済拡大の大事なことである。これを抜きにして、貿易だけの経済拡大は、これはできません。今日のように、世界の貿易競争のときに、貿易ばかりでやるということには、これはできません。ということは私も実は考へながら、やはり国内経済拡大の基本は何だといへば、国民の生活水準、消費水準を上げることだと思ふ。それには賃金の上昇だ、これは当然私も考へております。それを少しも否定するものではないと思ふ。同時に、それにはいろいろの御意見のうち、最後には私は最賃法だと思ふんです。最賃法にかからない方は、実はどちらかといへば余裕があるとは言へませんけれども、また別な問題である。私たちが最賃法を考へて、どれくらいかといへば、さしあたり今日大きく組織された労働組合、労働組織というものは大体八百万、これに付随するものを合わせ

ますと、千二百万くらいは一応ある程度の安定帯といえる。二千万ありますから、残余の八百万は、まあ私たちが政府として、そこ入れなければならぬ一応の対象であると思ひます。そのうち約二十万、今日実施いたしました業者間協定を入れますと三十万、最賃が十万、そのほかに二十万、約三割くらいはやつたわけですね。しかし、影響はずいぶんあると思ひます。この三割実施した影響は、やはり十倍くらいあると思ひます。あれがこうならおれもこうだ、だからみずから見習つて賃金上昇が期待されます。やはり最後になれば最賃法にかかるようなものになるべく引き上げていきたいということ、やはり坂本さんがおっしゃる通りに一つの目標です。高いところばかりに上げても、これは国民所得の増大になりません。低い層を百円上げるならば、高い層を一万円上げる以上に上がつていく。なるべく低い層に最賃法を実施したいという趣旨で、昨年以來いろいろ御批判がありましたけれども、私は相対本年は進められる。始めましたのは昨年七月ですから、それ以來最賃法で告示したのは十萬を越しました。十一万、業者間協定が二十万、約三十万のものが実施されておる。従つて、少なくとも本年は三倍くらい出てくるだらうと思ふ。そうすると、実は相当の影響が私にあると思ひます。私も最賃法には特に熱を入れて熱心にやりました。基準局長會議においても、すべてに非常に促進をしております。非常に促進をしておりますが、正直にいつて、なかなか私とあなたと話をしておるようにはなとりにいきませ

せん。しかし、その苦勞は一生懸命やつておるわけですね。いろいろ組合側が出席しないのにやつたとか、批判はありますけれども、いずれにしても前進なんです。おれは十歩前進したいのに五歩じゃないかという議論はあります。が、前進はしておるんですから、やはりその意味で最賃法で一生懸命今年もやります。それがやはり経済の一つの大きな目標にもなる。その意味で家内労働法にも手をかけて、一番元は最賃法で、そのもとにこれをやらなければ、さるに水を注ぐような気がしますから、家内労働法に踏み切らうということ、実は一番の最低賃金は何かといへば、家内労働工賃です。これが最低賃金といへば賃金じゃなからうか。その上に最賃があり、その上に臨時工、日雇いとか、あるいは失対というものがつつと上に並んでいる。そういう趣旨で、私のねらつておること、そう違つておりません。そのほかに、今回は身体障害者雇用促進法というものをしましたから、温情あることも認めていただいて、そういう意味で御協力いただきたい。私もそうわからぬことばかり言つておりません。やはりお話しすれば、ねらいはそう違つておりません。ただ歩み方が藤田さんのおっしゃる通りに、最初にきめてくつつける。しかし、私は下から順次上げていきたいということであつて、私の方角も同じなんです。

○藤田藤太郎君 いや、私はこの今の経済見通しの問題、計画の問題について問題点を指摘したのであつて、何といつても、やはり労働時間と最低生活保障の最低賃金をどうするかといふ、これがこういふ経路を経て私は国内の購買力を伸ばしていくということ

でない、仕事を与えないでは生活が
できぬから、乏しいわずかのものをく
れてやるんだというよりな式の政治と
いうものは、もう今日の世の中には通
らぬということを言いたい。あまり時
間がかかるから、その問題はもうと
もつと労働大臣と厚生大臣というもの
が、国の経済計画に力を入れて、そ
うして私は日本だけの現状を言ってい
るわけじゃない。今日の工業国と言わ
れ、近代国家と言われ、また、後進国
でもそういう方向で政治をやっておる
というのが現実の姿だから、そこへ
もつと力を入れてほしいということだ
す。

そこでこの問題はいづれ議論するこ
とがありましようけれども、社外工の
問題なんです。さつき言いました臨
時工、社外工という問題ですが、今の
労働大臣が言われるものの中のもの
を占めておる。そしていつも首が切
れるという状況です。繊維のように操
短をして首を切るというところもあり
ますけれども、傾向としては、不安定
な状態に労働関係を置いておいて、い
つでも自分のふところ工合で首を切る
というような不安定な労働関係という
ものを、やはり安定した労働関係とい
う方にもっていくのが、労働行政の筋
だと思えますけれども、最近の造船や
鉄鋼あたりの雇用傾向を見ますと、七
割も八割もそういう不安定な傾向で、
雇用が伸びたと言ったってそういうこ
とになっておる。これは労働省として
は、私はこの問題に根本的にメスを入
れてもらいたいと思います。それは理
屈をつければ、純然たる請負的な材料
を持ち込み、技術と道具を持ち込んで
おるのもございいます。そこまで一べん

に入れないにしても、せめて私は職安
法の四十四条違反、これの明確なやつ
だけでも一つ手を入れてもらいたい。
第一段階です。これを一つ手を入れて
もらいたい。あわせて基準法の六条
の、要するにピンはねをやらうとす
る、やつておる現実に対して、どうい
う工合にチェックを入れるかという問
題が出てくると思います。私は、そう
いう点の労働大臣の決意を一つ聞きた
いのであります。

○政府委員(堀秀夫君) お話のよう
に、造船、鉄鋼というような産業にお
きましてこのような臨時工もしくは社
外工というような制度があることは事
実でございいます。そこで問題はこれら
の臨時工、もしくは社外工というもの
が身分関係がはつきりいたしませんか
ら、一般の常用工と比べますと、いろ
いろな面で不利益があるという問題で
ございいます。それがさらに進みます
と、いわゆる貸し工というような形態
になりまして、これは基準法の六条違
反でございいます。あるいは今お話のよ
うな職安法の四十四条違反になるとい
うことでございいます。そこで労働省と
いたしましては、職安と、基準と、両
局で共同をいたしまして、特にこうい
うような社外工、貸し工というような
弊害の多いと見られます鉄鋼とか、造
船とか、化学肥料というような業種を
選びまして、これを直用に切りかえ
る、あるいはほんとうに純粋の請負形
態に切りかえるというところについて強
く要望をしておるところでございま
す。この三業種におきましては、労働
省の意向を了として逐次切りかえ
つつあります。ただその過程におきま
して、先日も御指摘のありましたよう

な一部の事業において、まだ非常に不
明確な形が出て参りまして、これが明
るみに出たというような問題もありま
すから、これらにつきましては職安
定局、労働基準局と共同いたしまし
て、基準法もしくは職安法違反と認め
られるようなものについては、厳重な
態度で望むということで今後も進んで
参りたいと考えてございいます。

○藤田藤太郎君 労働基準局でもそ
うだけれども、特に職安局は知事の監
督下にあるので、監督権行使について
相当な私はブレイキがかかっている
といいますが、監督行政について十分
にやらないといいますが、ようやらぬ、
そういう面が多分にあると思います。
私たちが回って見て、これは歴然たる
ものだといことがわかりながら申し出
をされない、回り回って直接間接に地
域の、地方の圧力に屈して手をつけ得
ないもの、場合によつたら会社の御用
を勤めるような監督官がいる。悪いこ
とといいますが、間違っていることを
やつていて会社の御用を勤めるような
監督官もいる。こういうことではなん
ば本省の局長、大臣ががんばってやる
やうな言われても、それはなかなか私
はできないことなんだ、そういう感じ
を持っているのです。だから、そういう
点は何か方法を一つ改めてみたらどう
かという感じを持つのです。コネク
ションが付き過ぎていのか、そとい
う点を非常に心配していますから、そ
ういふ点はぜひ一つ改めると言つたつ
てどういふふうな改めたいか、私
もよくわかりません。もつと監督行政
が正常に行なわれるという条件を一つ
作ってもらいたいと思います。これは
お願いをしておきます。

○委員長(加藤武徳君) 速記をとめて
ください。

〔速記中止〕

○委員長(加藤武徳君) 速記を起し
て下さい。

それでは一般労働情勢について藤田
委員、坂本委員等の御質疑がございま
したが、本件に關する本日の質疑はこ
の程度にしたいと思いますが、御異議
ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(加藤武徳君) 御異議ないと
認めます。

本日はこれにて散会いたします。
午後四時三十七分散会

三月四日予備審査のため、本委員会に
左の案件を付託された。

一、健康保険法等の一部を改正する
法律案(衆)

健康保険法等の一部を改正する法
律案

健康保険法等の一部を改正する法
律案

健康保険法等の一部を改正する法
律案

健康保険法等の一部を改正する法
律案

健康保険法等の一部を改正する法
律案

健康保険法等の一部を改正する法
律案

健康保険法等の一部を改正する法
律案

健康保険法等の一部を改正する法
律案

テ之二同ジ)ヲ為シタルに改め、
同項の次に次の一項を加える。

保険医療機関又ハ保険薬局ハ保
険者ニ対シ医師、歯科医師又ハ

薬剤師ノ団体ニシテ厚生大臣ノ
指定シタルモノヲ經由シテ療養

ノ給付ニ関スル費用ノ請求書ヲ
提出スベシ此ノ場合ニ於テ当該

団体ハ当該療養ノ給付ニ関スル
費用ノ請求ニ違算其ノ他不当ノ

箇所アリト認ムルトキハ理由ヲ
附シ当該請求書ヲ当該保険医療

機関又ハ保険薬局ニ返戻スルコ
トヲ得

第四十三条ノ第一項中「、保
険医療機関若ハ保険薬局ノ開設者

若ハ管理者、保険医、保険薬剤師
其ノ他ノ従業者ニ対シ出頭ヲ求

メ及ビ」為シ若ハ保険医療機関若
ハ保険薬局ニ就キ設備若ハ診療

録、帳簿書類其ノ他ノ物件ノ検査
ヲを前項ノ規定ニ依ル権限

規定ニ依ル質問又ハ」を第一項ノ
規定ニ依ル質問又ハ前項ノ規定ニ

依ル」に、「前項ノ規定ニ依ル権
限」を「前二項ノ規定ニ依ル権限

に改め、同条第一項の次に次の一
項を加える。

厚生大臣又ハ都道府県知事ハ前
項ノ規定ニ依リ報告若ハ診療録

其ノ他ノ帳簿書類ノ提出若ハ提
示ヲ命ジ又ハ質問ヲ為サシメタ

ル場合ニ於テ政令ヲ以テ定ムル
事由アルトキハ当該保険医療機

関若ハ保険薬局ノ開設者若ハ管
理者、保険医、保険薬剤師其ノ

他ノ従業者ニ対シ出頭ヲ求メ又
ハ当該職員ヲシテ当該保険医療

機関若ハ保険薬局ニ就キ設備若

ハ診療録、帳簿書類其ノ他ノ物件ノ検査ヲ為サシムルコトヲ得

第四十三条ノ十二第四号を削り、同条第五号中「第四十三条ノ十一項」を「第四十三条ノ十二項（第五十九条ノ二第七項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム本条及次条ニ於テ之ニ同ジ）」に改め、「同条同項ノ規定ニ依ル質問ニ対シテ答弁セズ若ハ虚偽ノ答弁ヲ為シ」を削り、「同条同項ノ規定ニ依ル検査」を「第四十三条ノ十二項ノ規定ニ依ル検査」に改め、同条を同条第四号とし、同条第六号を同条第五号とする。

第四十三条ノ十三第二号中「第四十三条ノ十第一項」を「第四十三条ノ十第二項」に改め、「同条同項ノ規定ニ依ル質問ニ対シテ答弁セズ若ハ虚偽ノ答弁ヲ為シ」を削る。

第五十九条ノ二第七項中「第四十三条ノ九第三項乃至第六項」を「第四十三条ノ九第三項乃至第七項」に改める。
（日雇労働者健康保険法の一部改正）

第二条 日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第十三条ノ二中「第四十三条ノ九第四項から第六項まで」を「第四十三条ノ九第四項から第七項まで」に改める。

（船員保険法の一部改正）

第三条 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第二十八条ノ五中「第四十三条ノ九第四項乃至第六項」を「第四十三条ノ九第四項乃至第七項」に改める。

（国民健康保険法の一部改正）

第四条 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

第四十五条第六項中「前五項」を「前六項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「前項」を「第四項」に、「委託すること」が「できる」を「委託するものとする」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「審査した上」を「審査（厚生省令の定めるところにより療養取扱機関から請求があつた場合に行なう再度の審査を含む。以下第六項、第八十七条及び第八十九条第一項において同じ。）をした上」に改め、同項の次に次の一項を加える。

5 療養取扱機関は、保険者に対し、医師、歯科医師又は薬剤師の団体で厚生大臣の指定したものを經由して療養の給付に関する費用の請求書提出しなればならない。この場合において、当該団体は、当該療養の給付に関する費用の請求に遡算その他不当な箇所があると認めるときは、理由をつけて当該請求書を当該療養取扱機関に返すことができる。

第四十六條第一項中「療養取扱機関の開設者若しくは管理者、国民健康保険医、国民健康保険薬剤師その他の従業者に対し出頭を求め、及び」を削る。

扱機関について設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査」を削り、同条第三項中「第一項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の規定による質問又は」を「第一項の規定による質問又は前項の規定による」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 厚生大臣又は都道府県知事は、前項の規定により報告若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、又は質問をさせた場合において政令で定める事由があるときは、当該療養取扱機関の開設者若しくは管理者、国民健康保険医、国民健康保険薬剤師その他の従業者に対し出頭を求め、又は当該職員に当該療養取扱機関について設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第四十八條第三号を削り、同条第四号中「第四十六條第一項」を「第四十六條第二項」に改め、「同条同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、」を削り、同条を同条第三号とする。

第四十九條第二号中「第四十六條第一項」を「第四十六條第二項」に改め、「同条同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、」を削る。

第八十七條中「第四十五條第五項」を「第四十五條第六項」に改める。

第八十八條第二項中「第四十六條第二項」を「第四十六條第三項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

第九十五條中「第四十六條第二項」を「第四十六條第三項」に、「第四十六條第三項」を「第四十六條第四項」に改める。

（国民健康保険法施行法の一部改正）

第五條 国民健康保険法施行法（昭和三十三年法律第九十三号）の一部を次のように改める。

第十九條中「第四十六條第一項」の下に「及び第二項」を加える。
（国家公務員共済組合法の一部改正）

第六條 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百八号）の一部を次のように改正する。

第五十五條に次の四項を加える。

5 組合は、保険医療機関又は保険薬局に対し第三項の規定により療養の給付に関する費用を支払う場合には、前項に規定する厚生大臣の定め又は別段の定め並びに第五十八條において例によることとされた健康保険法及びこれに基づく命令の規定に照らして審査（大蔵省令・厚生省令で定めるところにより）により保険医療機関又は保険薬局から請求があつた場合に行なう再度の審査を含む。以下第七項において同じ。）をするものとする。

6 保険医療機関又は保険薬局は、組合から療養の給付に関する費用の支払を受けようとする

場合には、組合に対し、医師、歯科医師又は薬剤師の団体で厚生大臣の指定したものを經由して当該療養の給付に関する費用の請求書提出しなればならない。この場合において、当該団体は、当該療養の給付に関する費用の請求に遡算その他不当な箇所があると認めるときは、理由をつけて当該請求書を当該保険医療機関又は保険薬局に返すことができる。

7 組合は、第五項の規定による審査及び保険医療機関又は保険薬局に対する第三項の規定による支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百九号）による社会保険診療報酬支払基金に委託するものとする。

8 この条に規定するもののほか、保険医療機関又は保険薬局に対する療養の給付に関する費用の支払に關し必要な事項は、大蔵省令・厚生省令で定める。
第五十七條第六項中「家族療養費の支給について」の下に、「第五十五條第五項から第八項までの規定は、保険医療機関又は保険薬局に対する第四項の規定による支払について」を加え、「同条第三項」を「前条第三項」に改める。

第九十七條第一項中「当該保険医療機関若しくは保険薬局の開設者若しくは管理者、保険医、保険薬剤師その他の従業者に対し出頭を求め、及び」若しくは当該保険医療機関若しくは保険薬局につき設備若しくは診療録その他そ

の業務に關する帳簿書類を「検査」を削り、同条第三項中「検査」を「第二項の検査」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の規定により質問又は」を「第一項の規定により質問をし、又は前項の規定により」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 大蔵大臣は、前項の規定により保険医療機関若しくは保険薬局から報告若しくは資料の提出を求め、又は関係者に対し質問をさせた場合において政令で定める事由があるときは、当該保険医療機関若しくは保険薬局の開設者若しくは管理者、保険医、保険薬剤師その他の従業者に対し出頭を求め、又は当該職員をして当該保険医療機関若しくは保険薬局につき設備若しくは診療録その他その業務に關する帳簿書類を検査させることができる。

(公共企業体職員等共済組合法の一部改正)

第七条 公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第百三十四号)の一部を次のように改正する。

第三十三条に次の四項を加える。

3 組合は、保険医療機関又は保険薬局に対し第一項第四号の規定により当該費用を支払う場合には、同号の基準並びに第三十五条において例によることとされた健康保険法及びこれに基づく命令の規定に照らして審査

(主務省令・厚生省令の定める)ところにより保険医療機関又は保険薬局から請求があつた場合に行なり再度の審査を含む。以下この条において同じ。)をするものとする。

4 保険医療機関又は保険薬局は、組合から第一項第四号の規定による当該費用の支払を受けようとする場合には、組合に対し、医師、歯科医師又は薬剤師の団体で厚生大臣の指定したものを經由して当該費用の請求書を提出しなければならない。この場合において、当該団体は、当該費用の請求に違算その他不当な箇所があると認めるときは、理由をつけて当該請求書を当該保険医療機関又は保険薬局に返すことができる。

5 組合は、第三項及び第一項第四号の規定による審査及び支払に關する事務を社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第百二十九号)による社会保険診療報酬支払基金に委託するものとする。

6 この条に規定するもののほか、保険医療機関又は保険薬局に対する第一項第四号の規定による当該費用の支払に關し必要な事項は、主務省令・厚生省令で定める。

第三十四条第一項中「前条」を「前条第一項及び第二項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前条第三項から第六項までの規定は、被扶養者が第一項の規定により保険医療機関又は保険

薬局から受けた療養に係る費用の支払に關して準用する。

第八十三条第五項中「当該保険医療機関若しくは保険薬局の開設者若しくは管理者、保険医、保険薬剤師その他の従業者に対し出頭を求め、及び」を「若しくは当該保険医療機関若しくは保険薬局につき設備若しくは診療録その他その業務に關する書類帳簿を検査」を削り、同条第七項中「第四項の規定による質問又は」を「第五項の規定による質問又は第六項の規定による」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「前項の規定により質問又は」を「第五項の規定により質問をし、又は前項の規定により」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 主務大臣は、前項の規定により保険医療機関若しくは保険薬局から報告若しくは資料の提出を求め、又は関係者に対し質問をさせた場合において政令で定める事由があるときは、当該保険医療機関若しくは保険薬局の開設者若しくは管理者、保険医、保険薬剤師その他の従業者に対し出頭を求め、又は当該職員をして当該保険医療機関若しくは診療録その他その業務に關する書類帳簿を検査させることができる。

(市町村職員共済組合法の一部改正)

第八条 市町村職員共済組合法(昭和二十九年法律第百四号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第二項を次のように改める。

2 組合は、保険医療機関又は保険薬局に対し前項第三号の規定により当該費用を支払う場合には、同号の基準並びに第三十四条において例によることとされた健康保険法及びこれに基づく命令の規定に照らして審査(総理府令・厚生省令で定めるところにより)保険医療機関又は保険薬局から請求があつた場合に行なり再度の審査を含む。以下本条において同じ。)をするものとする。

3 保険医療機関又は保険薬局は、組合から第一項第三号の規定による当該費用の支払を受けようとする場合には、組合に対し、医師、歯科医師又は薬剤師の団体で厚生大臣の指定したものを經由して当該費用の請求書を提出しなければならない。この場合において、当該団体は、当該費用の請求に違算その他不当な箇所があると認めるときは、理由をつけて当該請求書を当該保険医療機関又は保険薬局に返すことができる。

4 組合は、第二項及び第一項第三号の規定による審査及び支払に關する事務を社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第百二十九号)による社会保険診療報酬支払基金に委託するものとする。

5 組合員が第一項第一号から第三号までの規定により療養を受ける場合の手続については総理

府令で、本条に規定するものを除くほか保険医療機関又は保険薬局に對する当該費用の支払に關し必要な事項は総理府令・厚生省令で定める。

第三十二条第一項中「前条の規定」を「前条第一項及び第五項前段の規定」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前条第二項から第四項まで及び第五項後段の規定は、組合員の被扶養者が第一項の規定により保険医療機関又は保険薬局から受けた療養に係る費用の支払について準用する。

第八十六条第三項中「当該保険医療機関若しくは保険薬局の開設者若しくは管理者、保険医、保険薬剤師その他の従業者に対し出頭を求め、及び」を「若しくは当該保険医療機関若しくは保険薬局につき設備若しくは診療録その他その業務に關する書類帳簿を検査」を削り、同条第六項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「検査」を「第四項の規定による検査」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「前項の規定により当該職員が質問をし、又は」を「当該職員が質問をし、又は」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 自治庁長官は、前項の規定により保険医療機関若しくは保険薬局から報告若しくは資料の提出を求め、又は関係者に対し質

一条によつて療養給付を打ち切られたもの」に対しても同様に配慮せられたことの請願。

第六五六号 昭和三十五年二月二十五日受理

けい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法改正に関する請願

請願者 大分県宇佐郡宇佐町 並松貞義外五名

紹介議員 永岡 光治君

けい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法改正案によれば、労災保険打切り後の自宅療養者の障害補償費は年間平均賃金の二百四十日分、入院療養者は百八十日分となつてゐるが、これはさらに厚生年金の障害年金金額の五十七・五パーセントを差し引いて支給することになつており、又長期療養給付開始後に死亡しても六箇年を最終として各年間に對して遺族補償をするようであるが、これは本病患者の事情を理解せざるもはなはだしいものと考へられるから、本法案審議にあつては、(一)厚生年金の百パーセント支給、(二)長期療養給付を自宅療養者年間三百日分以上、入院療養者年間二百四十日分支給、(三)遺族補償の率の引上げ等が実現するよう特段の配慮をせられたいとの請願。

第五七二号 昭和三十五年二月十九日受理

医療施設の恒久化及び不燃化のための建築費助成に関する請願

請願者 東京都中野区宮園通り 四ノ七社団法人日本結核療養所協合理事長 田沢録二

紹介議員 成瀬 輔治君

大正から昭和初期にかけて結核撲滅のために国をあげての緊急施策として設立された結核病院、療養所は、その構造設備等の恒久性及び不燃性を考慮するにとまなく建設されたバラックに近い木造施設がその大半であり、すでに五十年も経過してゐるため、年々ばく大の補修費をかけるに上り、火災、台風、地震等の場合には憂慮すべき事態となることも考えられる実情であるが、現行の診療報酬による病院経済では平常の運営経費がようやくで施設の恒久化及び不燃化等はとてい実現不可能であるから、これが社会保障施策としての重要性にかんがみ、結核病院、療養所を施行対象として、現行法令の総合緊急活動により特例をもつて、すみやかに国庫補助又は特別長期低利の金融の方途を講ぜられたいとの請願。

第六〇六号 昭和三十五年二月二十三日受理

医療施設の恒久化及び不燃化のための建築費助成に関する請願

請願者 東京都中野区宮園通り 四ノ七社団法人日本結核療養所協合理事長 鈴木 佐内外一名 黒川 武雄君

紹介議員 黒川 武雄君

この請願の趣旨は、第五七二号と同じである。

第六五七号 昭和三十五年二月二十五日受理

医療施設の恒久化及び不燃化のための建築費助成に関する請願

請願者 東京都中野区宮園通り 四ノ七社団法人日本結核療養所協合理事長 田沢録二

核療養所協合理事 近藤 六郎外一名 紹介議員 青木 一男君

第五九六号 昭和三十五年二月二十二日受理

障害年金の障害等級認定に関する請願

請願者 熊本県菊池郡合志村大字栄三、七九六国立療養所菊池恵楓園内 荒 木正

紹介議員 森中 守義君

全国民待望の国民年金制度が制定され、ハンゼン氏病患者にもいよいよ無拠出制の障害補正年金が支給される運びとなつたが、現在行われつつある障害補正年金の障害等級の認定にあつては、ハンゼン氏病による機能障害の実態が十分に理解されていないため、当然に障害等級一級に該当すると思われ多数の者が除外される懸念があるから、適正な認定が行われるよう善処せられたいとの請願。

第六〇二号 昭和三十五年二月二十三日受理

官公立の施設に勤務する看護婦の産前産後の休暇中における代替要員確保の法制化に関する請願

請願者 東京都渋谷区笹田一ノ四社団法人日本看護協会 会長 湯根ます外九百六十七名

紹介議員 加藤 武徳君

現下の医療制度下においては、十分な医療看護が行なえる程度の看護要員数が必ずしも確保されておらず、既婚の看護婦も多数業務に従事してかろうじて医療を行なつてゐる状態である。従つて逐次勤務者の出産休暇が増加しているが、その休暇中、業務を代行する要員の確保が経済上困難な状態にある。このために医療看護に支障をきたし患者に対して多大の迷惑を与へてゐる現状であるから、すみやかに官公立施設に勤務する看護婦の産前産後の休暇中における代替要員確保についての法律を制定せられたいとの請願。

第六二七号 昭和三十五年二月二十四日受理

酒癖きよう正施設設立に関する請願

請願者 東京都品川区上大崎一ノ八一三 吉岡クワ

紹介議員 市川 房枝君

国民の飲酒量が多くなるにつれていわゆる酒乱及びアルコール中毒患者もいぢるしく増えており、そのために家庭内の悲劇並びに飲酒上の犯罪事件がひん発してゐる上に不良化した青少年もまた年とともに多くなつてゐるといふ状況であるから、これらの悲劇や事件を未然に予防するためにまたかれら自身の更生のためにも酒癖きよう正施設をすみやかに建設せられたい。また、ある精神病院において入院中の患者の年令層を統計的に調査した結果によると十五才から二十五才までの年令層の者が患者の三十二パーセントに及んでゐる由であるが、これでは日本の将来にとつて暗然たるものがあるから、かれらのきよう正と更生のために酒癖きよう正院をすみやかに設立せられたいとの請願。

第六三二号 昭和三十五年二月二十四日受理

戦傷病者のための単独法制定に関する請願

請願者 鹿児島市山下町一財団 法人日本傷痍軍人会 鹿児島県傷痍軍人会内 岩元善太郎

紹介議員 田中 茂徳君

戦傷病者のための単独法を制定し、恩給法、戦傷病者戦没者遺族等援護法及び旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法に規定する軍人、準軍人、軍属、準軍属を戦傷病者の範囲とするともに、援護措置としては、障害年金及び障害一時金の支給、医療の給付、補装具の支給、国立保養所への収容、職業の訓練及びあつ旋、国税、地方税の減免、官公営、民営交通機関無賃乗車及び割引、子女の育英等について万全の策を規定せられた。なお、本単独法成立とともに戦傷病者戦没者遺族等援護法等の関連法規は廃止し、援護の徹底を期するため、地方公共団体に戦傷病者のための福祉司を置き、また財団法人日本傷痍軍人会及びその支部に對して調査、啓発、宣伝、相談、指導等を行なわせるため、国及び地方公共団体は積極的な助成をせられたいとの請願。

第六三九号 昭和三十五年二月二十四日受理

一般職種別賃金即時廃止に関する請願

請願者 奈良県大和高田市八幡筋中和労働会館内奈良県建築労働組合内 増 田勝次外一名

紹介議員 阿貝根 登君

最低賃金法は賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善をはかる

ことがその目的となつてゐる。ところが土建及び自由労働者は昭和二十二年以来、一般職別賃金(P・W)によつて最高賃金額をおさへられている。即ち昭和二十二年法律第七十一号第十一條の規定によつて土建労働者は政府直轄の公共事業において無論のこと、これが一般業者に発注された場合もこのP・Wが積算の基礎となつてゐるため完全な賃金ストップをうけており、更に緊急失業対策法第十條及び同法施行規則第八條では、失業対策事業に使用される失業者に支払われる賃金の額はP・Wの百分の八十から九十までの額とすると規定してゐるため、失対労働者もまたP・Wによる手ひどい賃金ストップを余儀なくされてゐる実情であるから、一般職別賃金(P・W)を即時廃止せられたいとの請願。

第六四〇号 昭和三十五年二月二十四日受理

一般職別賃金即時廃止に関する請願
請願者 奈良県大和高田市八幡筋中和労働会館内奈良県建築労働組合内 正木義知外一名

紹介議員 坂本 昭君
この請願の趣旨は、第六三九号と同じである。

第六四一号 昭和三十五年二月二十四日受理

日雇労働者健康保険法の一部改正に関する請願

請願者 奈良県大和高田市八幡筋中和労働会館内奈良県建築労働組合内 増田勝次外一名
紹介議員 木下 友敬君

第七部 社会労働委員会会議録第十一号 昭和三十五年三月八日【参議院】

日雇労働者健康保険法については、昭和二十八年法制定以来数回にわたる法改正により、逐次内容改善が行なわれてきたが、その内容は、政府管掌の他の労働保険と比較し極めて劣悪であるから、(一)国庫負担を大幅に引き上げること、(二)最低五割(三)療養期間、傷病手当、出産手当の給付期間を健保なみに延長し、待期間を撤廃すること、(三)受給要件を満たすまでの二箇月の待期間を撤廃すること、(四)被扶養者の療養給付を七割に引き上げるのと、(五)給付を受けている間に他の疾病がおきたり、被扶養者が疾病にかかつたときに受給資格がない場合でも受診できるより特別措置をはかること、(六)健康保険法第十三條、日雇健康保険法第六條を改正し、従業員一人でも強制適用事務所とすること、(七)強制適用事務所を強制適用事業所とすること、(八)指定市町村の早期指定と、こゝでの現金給付をはかること、(九)被扶養者の認定については、法第三條の精神を生かし、十六才から六十才までの認定制限を撤廃すること、(一〇)厚生年金を適用すること等日雇労働者健康保険法の一部改正を即時実現せられたいとの請願。

第六四二号 昭和三十五年二月二十四日受理

日雇労働者健康保険法の一部改正に関する請願
請願者 奈良県大和高田市八幡筋中和労働会館内奈良県建築労働組合内 正木義知外一名
紹介議員 阿具根 登君 坂本 昭君

この請願の趣旨は、第六四一号と同じである。

第六四三号 昭和三十五年二月二十四日受理

市町村等が行なう職業訓練の経費を国庫負担とするの請願
請願者 奈良県大和高田市八幡筋中和労働会館内奈良県建築労働組合内 増田勝次

紹介議員 木下 友敬君
第二十八回国会で職業訓練法制定の際、政府原案には市町村、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四條の規定により設立した法人、法人である労働組合、その他営利を目的としない法人が行なう職業訓練についてはなんらの規定がなく、その必要性和重要性にかんがみ、そのさい自社両党の共同修正をもつてそれらの行なう職業訓練については、これらを公共職業訓練とみなす、と改められたのであるが、それらの職業訓練に対する国の経費負担等については全く考慮されなかつたため、こんにちこの種の職業訓練が阻害される結果になつてゐるから、職業訓練法第十二條第一項に規定する市町村、法人の労働組合等の行なう職業訓練についても国の経費負担を行なうよう措置せられたいとの請願。

第六四四号 昭和三十五年二月二十四日受理

市町村等が行なう職業訓練の経費を国庫負担とするの請願
請願者 奈良県大和高田市八幡筋中和労働会館内奈良

県建築労働組合内 正木義知 登君
紹介議員 阿具根 登君
この請願の趣旨は、第六四三号と同じである。

昭和三十五年三月十二日印刷

昭和三十五年三月十四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局